

参 考 資 料

1. 亀岡市環境基本条例
2. 亀岡市環境審議会条例
3. 亀岡市環境審議会委員名簿
4. 亀岡市環境基本計画推進会議設置要綱
5. 亀岡市環境基本計画推進会議委員名簿
6. 亀岡市環境基本計画策定の取り組み経過
7. アンケート調査結果
8. 水生生物および植物調査の概要
 - (1) 水生生物調査
 - (2) 植物調査

1. 亀岡市環境基本条例

平成12年3月30日

条例第8号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針(第7条—第10条)

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的な施策(第11条—第21条)

第4章 補則(第22条)

附則

20世紀における産業の発展と科学文明の進歩は、限りある資源を大量に消費、廃棄していくという社会をもたらし、生活の営みそのものが環境への負荷を高めることとなり、人類生存の基盤である地球環境にも重大な影響を及ぼしている。

亀岡市民は、まちの中心部を貫流する桂川と、市域をふち取る山々に代表される豊富な水と緑に恵まれた自然環境のもと、たゆまぬ努力と情熱により歴史的文化的遺産を築き、実り豊かな大地を生かしながら心豊かで文化の香り高い生活を営んできたが、都市化の進展や生活様式の変化等に伴って、私たちの身近な環境にも様々な影響が現れている。

良好な環境は、地球上のすべての生物にとって掛け替えのないものであり、良好な環境を享受することは、市民の基本的な権利であるとともに、それを保持し、将来の世代に引き継ぐことは私たち市民に与えられた大きな使命である。

ここに私たち亀岡市民は、豊かな自然と恵まれた生活環境のもとで、「生涯にわたって健康で文化的な生活を営み、生きる喜びと明るく豊かなまちに住む喜びを持つことのできる」まちづくりをめざすため、市民の総意として、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、快適な環境の保全と創造について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、快適な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上

の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを考慮し、これを将来にわたって維持又は向上させ、かつ、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるよう積極的に推進しなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会の構築を目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組まなければならない。
- 3 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての者は、これを自らの問題としてとらえ、快適な環境の保全及び創造に積極的に貢献しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境の適正な保全を図らなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持する。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、地域の特性に応じて、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を体系的に保全することにより、人と自然とが共生できる良好な環境を確保する。
- (3) 歴史的文化的遺産を保存し、活用を図るとともに、地域の個性を生かした美しい景観を形成することにより、潤いと安らぎを感じる快適な都市環境を創造する。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、地域の自然的社会的特性を考慮して、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ亀岡市環境審議会条例(昭和46年亀岡市条例第22号)に基づく、亀岡市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(環境白書)

第10条 市長は、市民に環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした亀岡市環境白書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的な施策

(環境影響評価に係る措置)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、環境の保全及び創造を図るため、必要があると認めるときは前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うものとする。

(規制等の措置)

第12条 市は、環境の保全及び創造を図るため、必要があると認めるときは、必要な規制等の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第13条 市は、市民等が環境の保全及び創造について関心と理解を深めるとともに活動を行う意欲を増進するよう、環境教育及び環境学習の振興並びに広報活動の充実に関し、施設の整備及び充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第14条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第15条 市は、市民等の環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等との推進体制の整備)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する活動を市民等とともに推進するための体制の整備に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、及び推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第20条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第21条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に資する施策の推進に努めるものとする。

第4章 補則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2. 亀岡市環境審議会条例

昭和46年 7月10日
条例第22号
(平6条例19・題名改称)

(設置)

第1条 この条例は、本市の環境の保全に関する基本的事項を調査、審議するため、亀岡市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(昭60条例16・平6条例19・一部改正)

(組織)

第2条 審議会は、委員若干人をもって組織する。

2 委員は、専門の学識経験を有する者、市議会議員その他から市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に専門の事項を調査審議するため、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(委員以外の出席者)

第7条 審議会又は部会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見又は説明を聴くことができる。

(幹事)

第8条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員の中から市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて審議会の所掌について委員を補佐する。

(平18条例35・一部改正)

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境市民部において処理する。

(昭48条例20・昭58条例23・昭62条例15・平12条例1・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年条例第20号)抄

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、別に市長が定める。

(昭和48年規則第3号で昭和48年4月11日から施行)

附 則(昭和58年条例第23号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年条例第19号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の亀岡市公害対策審議会条例の規定により委嘱又は任命された亀岡市公害対策審議会委員及び幹事については、改正後の亀岡市環境審議会条例の規定により委嘱又は任命された亀岡市環境審議会委員及び幹事とみなす。

附 則(平成12年条例第1号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第35号)
この条例は、平成19年4月1日から施行する。

3. 亀岡市環境審議会委員名簿

任期①：平成 21 年 6 月 30 日～平成 23 年 6 月 29 日

任期②：平成 23 年 7 月 1 日～平成 25 年 6 月 30 日

(敬称略)

	氏 名	職 名	備考
	山脇 英富	上桂川用水土地改良区連合副理事長	任期①②
	山川 昭子	亀岡市医師会委員	任期①②
	田部 頼子	亀岡市環境基本計画推進会議会長	任期①②
	櫻井 邦男	亀岡市自治会連合会幹事	任期①②
	石田 武夫	亀岡市都市計画審議会委員	任期①②
	栗山 久美子	亀岡市農業委員会 農業振興部会委員	任期①②
	藤岡 美紀子	亀岡商工会議所 女性会副会長	任期①
	塚田 和子	亀岡商工会議所 女性会委員	任期②
会長	北尾 邦伸	京都学園大学 バイオ環境学部教授	任期①
会長	内藤 登世一	京都学園大学 人間文化学部教授	任期②
	横田 昇平	京都府南丹保健所長	任期①
	繁田 正子	京都府南丹保健所長	任期②
	中西 剛	京都府南丹家畜保健衛生所長	任期①②
	山本 由美子	亀岡市議会議員	任期①②
	眞継 進吾	亀岡市議会議員	任期①②
	明田 昭	亀岡市議会議員	任期①
	酒井 省五	市民公募	任期②

幹事	森 幸雄	環境市民部長	平成 22 年 4 月から
幹事	竹井 明	企画管理部長	平成 22 年 4 月から
幹事	湯浅 豊	経済部長	
幹事	高屋 眞治	まちづくり推進部長	平成 22 年 4 月から

4. 亀岡市環境基本計画推進会議設置要綱

平成14年12月2日

告示第154号

(設置)

第1条 亀岡市環境基本計画の推進に当たり、市民、事業者及び関係団体等の参加によって、幅広い意見を反映するため、亀岡市環境基本計画推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、各種団体の代表者その他から市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって選出し、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 推進会議に専門の事項を調査審議するため、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(委員以外の出席者)

第7条 推進会議又は部会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見又は説明を聴くことができる。

(幹事)

第8条 推進会議に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員の中から市長が任命する。

3 幹事は、推進会議の所掌について委員を補佐するとともに、亀岡市環境基本計画の施策進行に係る点検等を行う。

(平19告示35・一部改正)

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、環境市民部環境政策課において処理する。

(平16告示59・一部改正)

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から実施する。

(亀岡市環境市民会議設置要綱の廃止)

2 亀岡市環境市民会議設置要綱(平成12年亀岡市告示第109号)は、廃止する。

附 則(平成16年告示第59号)

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則(平成19年告示第35号)

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

5. 亀岡市環境基本計画推進会議委員名簿

任期 平成22年8月31日～平成24年8月30日

(敬称略)

	氏名	所属	備考
	西村 春生	パナソニックセミコンダクターデバイス株式会社	
	苑田 卓宏	グンゼ株式会社亀岡工場	
副会長	加藤 俊彦	ニチコン亀岡株式会社	
	上野 雅弘	亀岡市森林組合	
	井手口 幸男	亀岡市自治会連合会 (東つつじヶ丘自治会会長)	平成23年3月まで
	小松 康之	亀岡市自治会連合会 (西つつじヶ丘自治会会長)	平成23年4月から
副会長	酒井 清治	クリーンかめおか推進会議 (南つつじヶ丘自治会会長)	平成23年3月まで
	途崎 直樹	クリーンかめおか推進会議 (南つつじヶ丘自治会副会長)	平成23年4月から
	山内 寿之	亀岡商業協同組合	平成23年3月まで
	荒木 優治	亀岡商業協同組合	平成23年4月から
	塚田 和子	亀岡商工会議所	
	大西 利幸	(社)亀岡青年会議所	
	中島 三羊子	かめおか市民活動推進センター	
	亀岡 昌子	京都府地球温暖化防止活動推進員	
	豊田 知八	亀岡市PTA連絡協議会	平成23年3月まで
	森田 真奈武	亀岡市PTA連絡協議会	平成23年4月から
	八木 正博	亀岡市小学校長会	
	長谷川 吉雄	亀岡市中学校長会	平成23年3月まで
	難波 修一郎	亀岡市中学校長会	平成23年4月から
	原田 克也	京都府南丹保健所	平成23年3月まで
	入江 重美	京都府南丹保健所	平成23年4月から
会長	田部 頼子	市民公募	
	丸谷 一耕	市民公募	
	井上 建一	市民公募	
	服部 たき子	市民公募	
幹事	森 幸雄	環境市民部長	

6. 亀岡市環境基本計画策定の取り組み経過

【平成 22 年度】

年月日	内 容
平成 22 年 7 月 27 日	第 1 回 亀岡市環境審議会 開催 ■審議事項 (1) 平成 21 年度環境白書について (2) 亀岡市環境基本計画の見直しについて ・ 亀岡市環境基本計画見直しの概要 ・ 亀岡市環境基本計画の取組状況 ・ 亀岡市の環境に関するアンケート調査票
平成 22 年 8 月 31 日	第 1 回 亀岡市環境基本計画推進会議 開催 ■協議事項 「亀岡市環境基本計画」の見直しについて (1) 「亀岡市環境基本計画」見直しの概要について (2) 平成 21 年度活動報告について (3) 市民アンケート、事業所アンケートについて
平成 22 年 10 月 21 日	市民アンケート、事業所アンケートの発送
平成 22 年 10 月 31 日	市民アンケート、事業所アンケートの回答締め切り
平成 22 年 11 月 29 日	第 2 回 亀岡市環境基本計画推進会議 開催 ■グループ討議 テーマ「亀岡市の環境の現況分析及び将来像について」
平成 22 年 12 月 27 日	第 3 回 亀岡市環境基本計画推進会議 開催 ■協議事項 (1) おひさまエコタウン応援事業について (2) 亀岡市環境基本計画の見直しについて ・ グループ別意見交換 ・ 市民アンケート、事業所アンケート結果について ・ 亀岡市環境基本計画の進捗状況について
平成 23 年 2 月 21 日	第 4 回 亀岡市環境基本計画推進会議 開催 ■協議事項 (1) 今年度まとめ（環境の現況の把握と分析） (2) グループ討議による意見交換 テーマ「亀岡市の環境に係る課題の抽出について」
平成 23 年 2 月 28 日	第 2 回 亀岡市環境審議会 開催 ■審議事項 (1) 亀岡市環境基本計画の見直しについて ・ 亀岡市環境基本計画見直しに係る平成 22 年度まとめ（環境の現況、取組結果など） ・ 亀岡市における環境に関するアンケート調査結果 ・ 亀岡市環境基本計画推進会議の会議経過

【平成 23 年度】

年月日	内 容
平成 23 年 7 月 29 日	第 1 回 亀岡市環境審議会 開催 ■ 審議事項 (1) 亀岡市環境白書について (2) 亀岡市環境マネジメントシステムについて (3) 亀岡市環境基本計画見直しについて
平成 23 年 5 月 31 日	第 1 回 亀岡市環境基本計画推進会議 開催 ■ 協議事項 (1) 平成 22 年度活動報告について (2) おひさまエコタウン応援事業について (3) 亀岡市環境基本計画の見直しについて
平成 23 年 8 月 30 日	第 2 回 亀岡市環境基本計画推進会議 開催 ■ 協議事項 (仮称) 第 2 次亀岡市環境基本計画 施策の展開について (1) 亀岡市の取り組みについて (2) 市民、事業所の取り組みについて(グループ討議)
平成 23 年 12 月 7 日	第 3 回 亀岡市環境基本計画推進会議 開催 ■ 協議事項 (仮称) 第 2 次亀岡市環境基本計画 素案について
平成 24 年 1 月 6 日	第 4 回 亀岡市環境基本計画推進会議 開催 ■ 協議事項 (仮称) 第 2 次亀岡市環境基本計画 素案について
平成 24 年 1 月 25 日 ～2 月 24 日	パブリックコメントの実施
平成 24 年 1 月 28 日	環境フェスタにて環境基本計画市民報告会 開催
平成 24 年 3 月 12 日	第 5 回 亀岡市環境基本計画推進会議 開催 ■ 協議事項 (1) パブリックコメントの結果について (2) 第 2 次亀岡市環境基本計画(最終案)について
平成 24 年 3 月 28 日	第 2 回 亀岡市環境審議会 開催 ■ 審議事項 (1) 第 2 次亀岡市環境基本計画(最終案)について (2) パブリックコメントの結果について

7. アンケート調査結果

1. アンケート調査の実施内容

1-1. 調査対象

- (1) 市民アンケート：18歳以上の市民3,000人（有効回答1,277人、42.6%）
- (2) 事業所アンケート：市内の事業所50箇所（有効回答26箇所、52.0%）

1-2. 実施時期

- 発 送：平成22年10月21日（木）
- 投函締切：平成22年10月31日（日）

1-3. 調査方法

無作為抽出による郵送

1-4. 調査項目

質問内容	市民	事業所
・基本項目	○	○
・身近な環境について	○	
・亀岡市の環境について	○	
・環境に対する取り組み状況	○	○
・環境問題への関心について	○	○
・地球温暖化について	○	
・リサイクル問題について	○	
・亀岡市の環境に関する取り組みについて	○	○

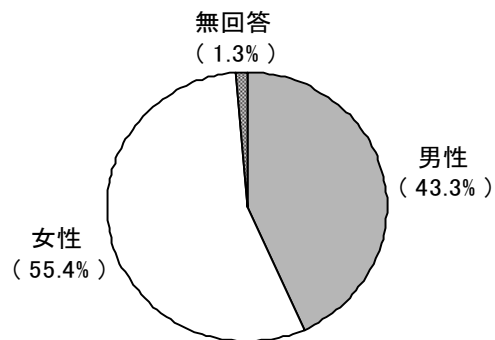
1-5. 結果とりまとめの留意事項

- (1) 設問ごとの有効回答数は（n＝）と表示し、回答比率はこれを100%として算出している。
- (2) 本報告の表における比率は百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入しているため、計算上の合計が100%にならない場合がある。

2. 市民アンケート結果

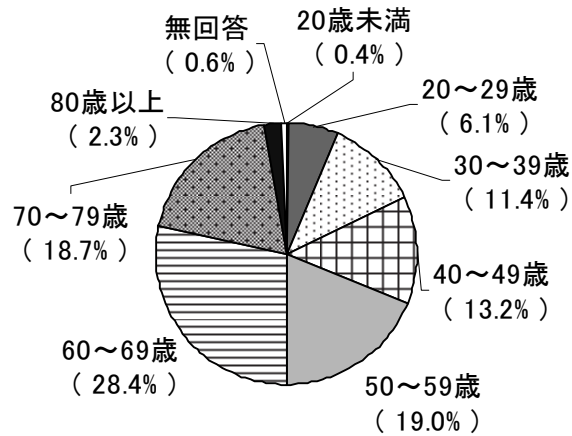
2-1. 基本項目

(1) 性別



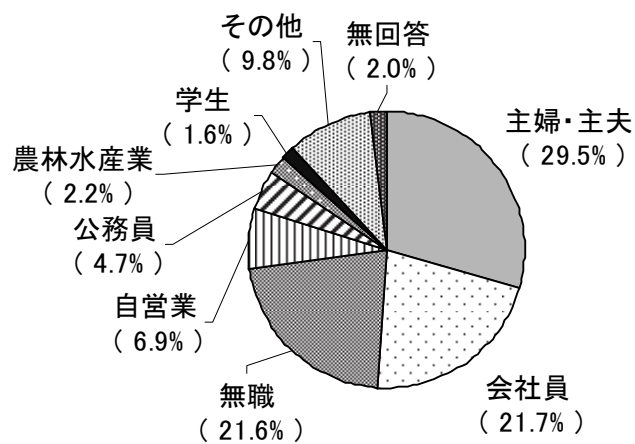
基本項目(1) 性別 (n=1,277)

(2) 年齢



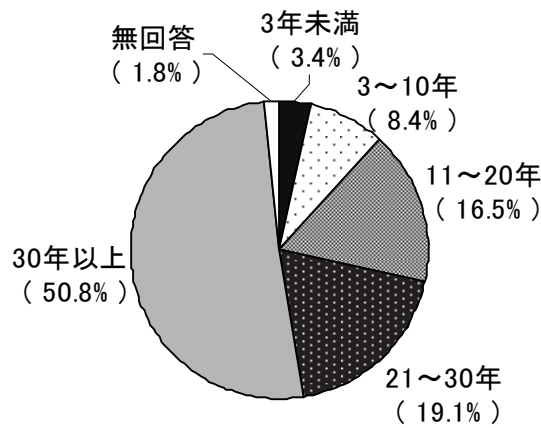
基本項目(2) 年齢 (n=1,277)

(3) 職業



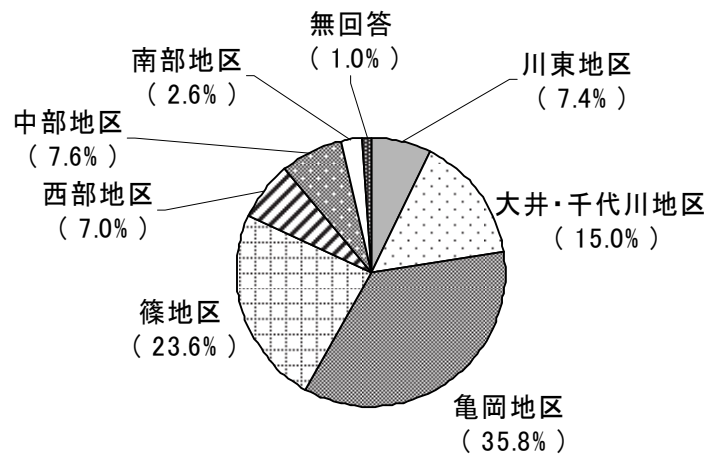
基本項目(3) 職業 (n=1,277)

(4) 亀岡市での居住年数

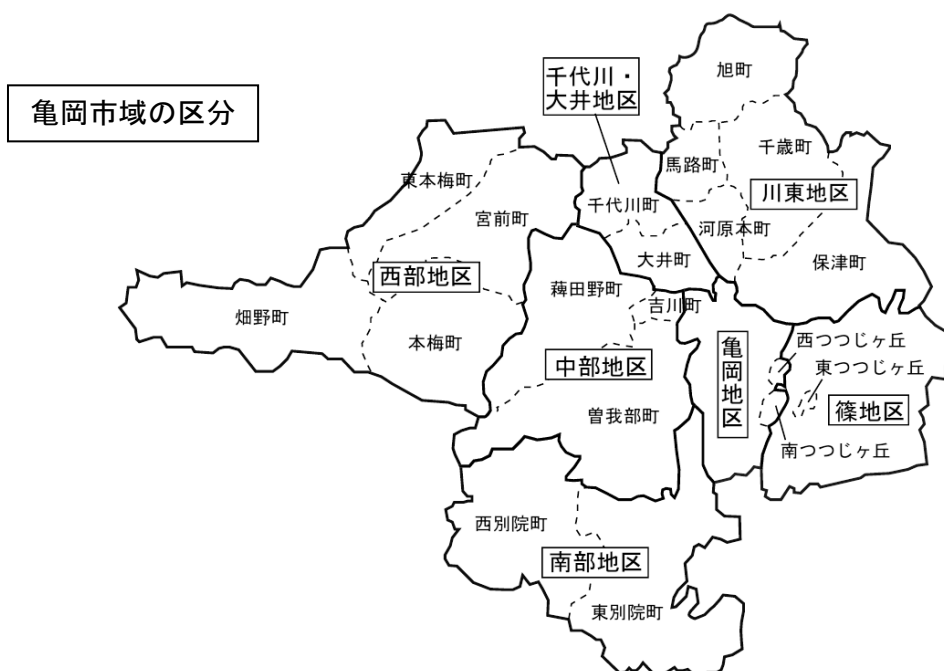


基本項目(4) 亀岡市での居住年数 (n=1,277)

(5) お住まいの地区



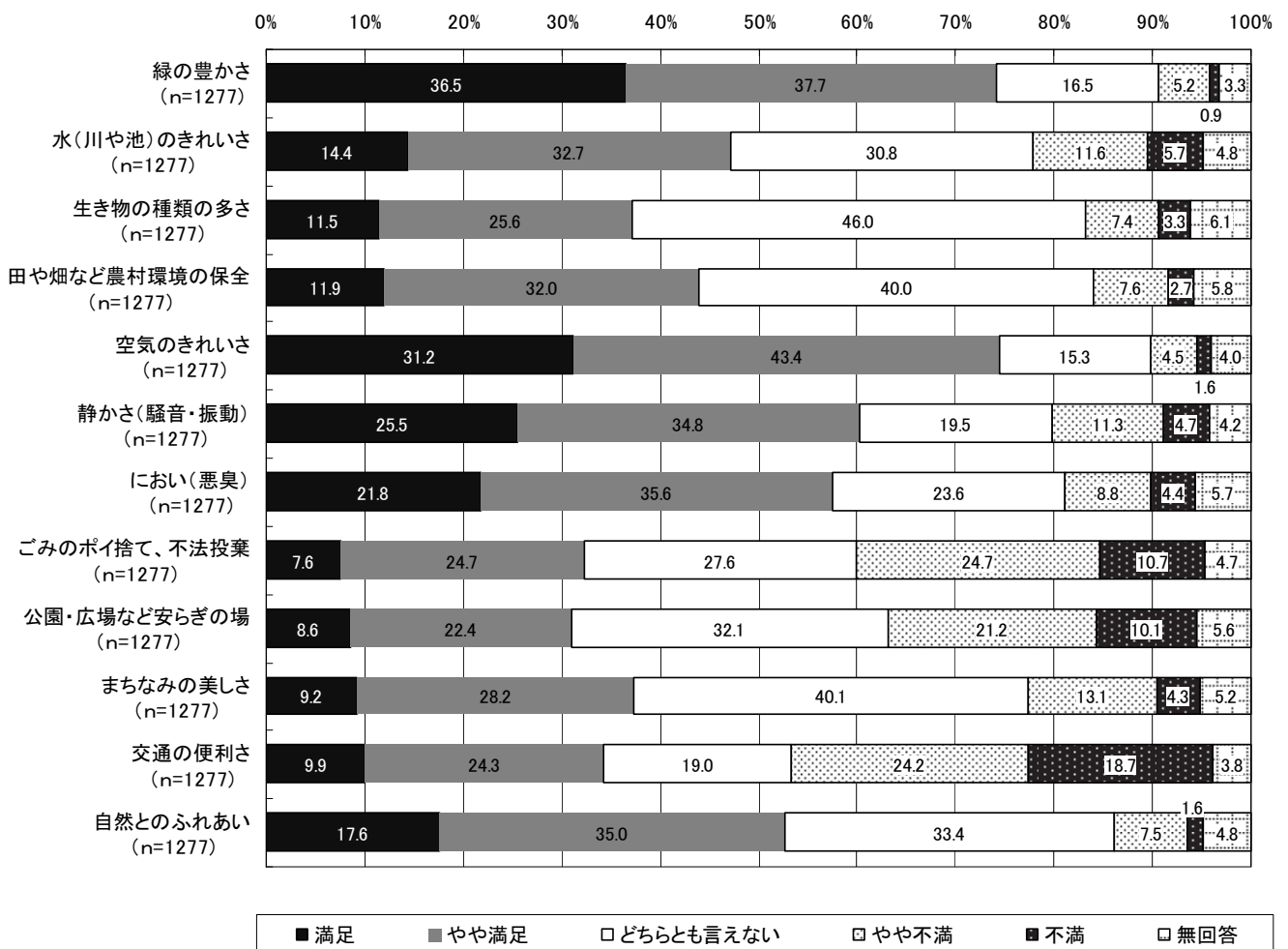
基本項目(5) 回答者の住んでいる地区 (n=1,277)



2-2. あなたの身近な環境について

(1) 質問 1. あなたの住まいの地区周辺の環境について、どのくらい満足していますか。

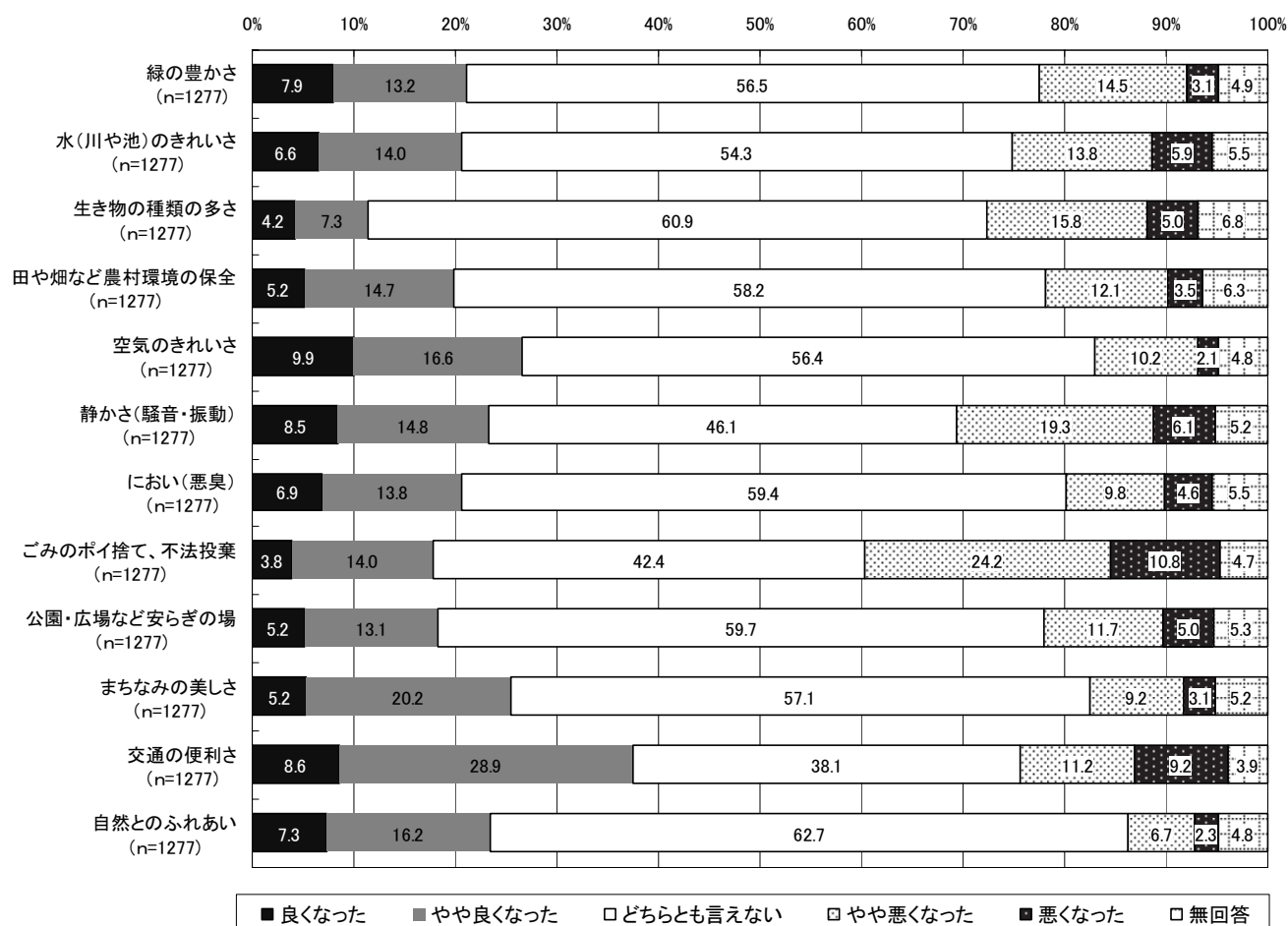
回答者が満足と答えた割合をみると、「緑の豊かさ」が36.5%で最も多く、次いで「空気のきれいさ」が31.2%、「静かさ(騒音・振動)」が25.5%であった。一方で、不満と答えた割合(下図の右寄り、白地に点)をみると「交通の便利さ」が18.7%で最も多く、次いで「ごみのポイ捨て、不法投棄」が10.7%、「公園・広場などの安らぎの場」が10.1%であった。



質問 1 お住まいの地区周辺の環境について (n=1,277)

(2) 質問2. あなたのお住まいの地区周辺の環境は、以前と比べてどう変わりましたか。

回答者が良くなった・やや良くなったと答えた割合（下図の左寄り、黒とグレー）をみると、「交通の便利さ」が最も多く 37.5%、次いで「空気のきれいさ」が 26.5%、「まちなみの美しさ」が 25.4%であった。一方、悪くなった・やや悪くなったと答えた割合をみると、「ゴミのポイ捨て、不法投棄」が 35.0%で最も多く、次いで「静かさ（騒音・振動）」が 25.4%、「生き物の種類の多さ」が 20.8%であった。

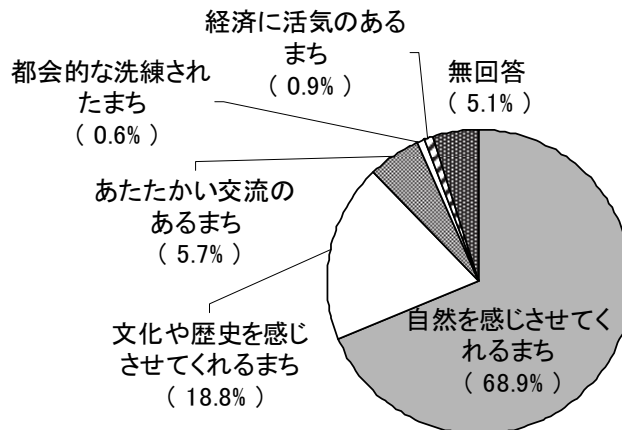


質問2 お住まいの地区周辺の環境の変化について (n=1,277)

2-3. 亀岡の環境について

(1) 質問 3. あなたが持つ亀岡のイメージは、以下のどれに近いですか。

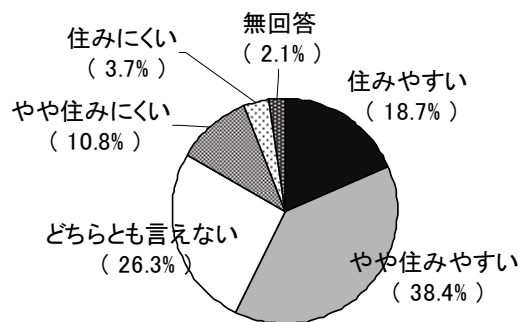
回答者の持つ亀岡のイメージとして「自然を感じさせてくれるまち」と答えた割合が 68.9%で一番多く、次いで「文化や歴史を感じさせてくれるまち」が 18.8%、「あたたかい交流のあるまち」が 5.7%、「経済に活気のあるまち」が 0.9%、「都会的な洗練されたまち」が 0.6%、「無回答」が 5.1%であった。



質問 3 亀岡のイメージ (n=1, 277)

(2) 質問 4. あなたにとって亀岡は住みやすいまちですか。

亀岡の住みやすさについて「住みやすい」、「やや住みやすい」と答えた回答者の割合は 57.1%を占め、「どちらとも言えない」が 26.3%、「住みにくい」、「やや住みにくい」と答えた回答者の割合は 14.5%であった。

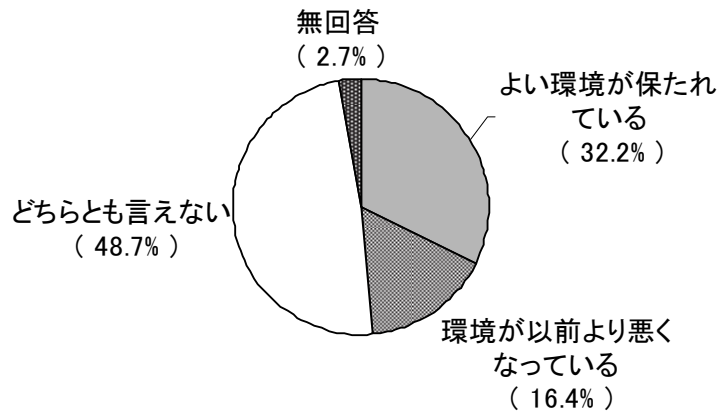


質問 4 亀岡の住みやすさについて (n=1, 277)

(3) 質問 5. 亀岡市の中心を流れる保津川について、あなたはどのように思いますか。

回答者が保津川の環境についてどう思うかという問いで、「よい環境が保たれている」と答えた割合は 32.2%、「環境が以前より悪くなっている」は 16.4%となった。

「どちらとも言えない」と答えた割合が 48.7%で、最も多かった。

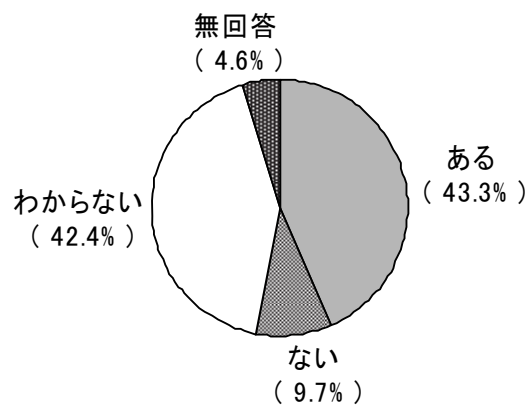


質問 5 保津川の環境について (n=1,277)

(4) 質問 6. 亀岡市内にあなたが将来へ残したいと思う環境・風景や施設はありますか。

亀岡市で将来残したいと思う環境・風景や施設の有無を尋ねる質問で、「ある」と答えた割合が 43.3%、「ない」は 9.7%、「わからない」が 42.4%であった。

「残したいと思う環境・風景や施設」を記入する自由意見では「田園風景」という回答が最も多く、次いで「保津川」「保津川下り」が多かった。



質問 6 将来へ残したい亀岡市の環境・風景や施設 (n=1,277)

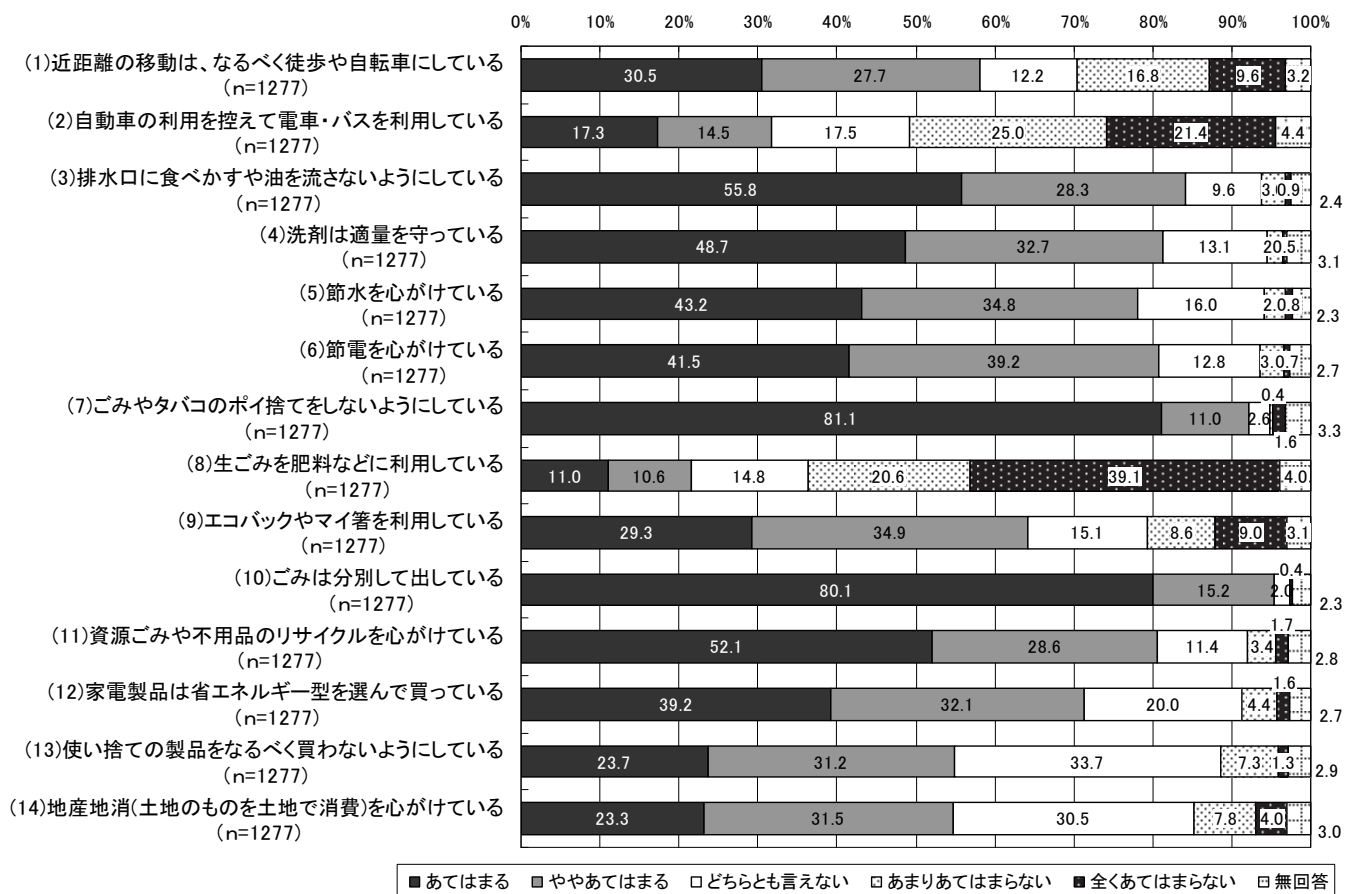
「残したいと思う環境・風景や施設」の自由意見(回答数 n=542)

1位 田園風景 (85件)	6位 七谷川(桜を含む) (39件)
2位 保津川 (78件)	7位 河川環境(ホテル含む) (36件)
3位 保津川下り (61件)	8位 南郷公園 (24件)
4位 亀山城跡 (49件)	9位 トロッコ列車 (17件)
4位 神社仏閣 (49件)	9位 ガレリア (17件)

2-4. あなたの環境に対する取り組み状況について

(1) 質問 7. 日常生活のなかに、環境にやさしいと思う行動を取り入れていますか。

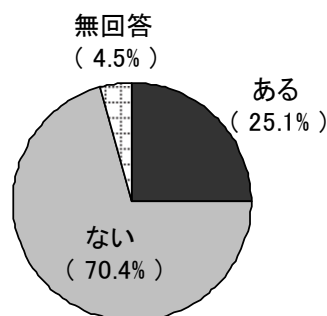
8割以上の方が「あてはまる」と回答したものは、「(7) ゴミやタバコのポイ捨てをしないようにしている」(81.1%)、「(10) ゴみは分別して出している」(80.1%)の2項目であった。一方、「あてはまる」の割合が一番低いのは「(8) 生ごみを肥料などに利用している」の11.0%で、「全くあてはまらない」と回答した割合も最も多かった(39.1%)。



質問 7 環境に優しいと思う行動を取り入れているか (n=1, 277)

(2) 質問 8. あなたはこれまでに、環境保全の市民活動に参加したことはありますか。

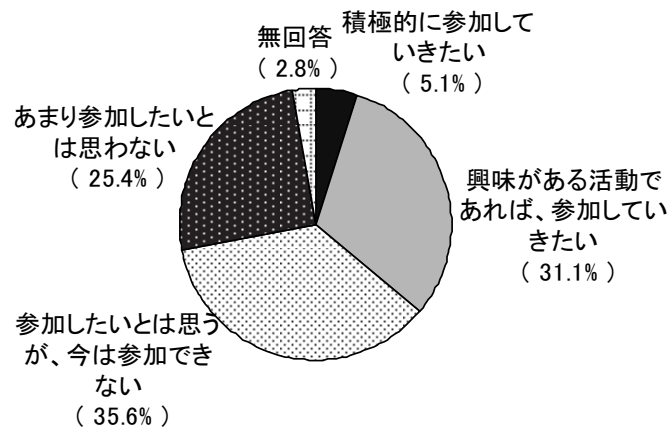
参加したことが「ある」という回答が25.1%、「ない」が70.4%となった。



質問 8 これまでの市民活動に参加の有無について (n=1, 277)

(3) 質問 9. あなたは今後、環境保全活動に参加したいと考えていますか。

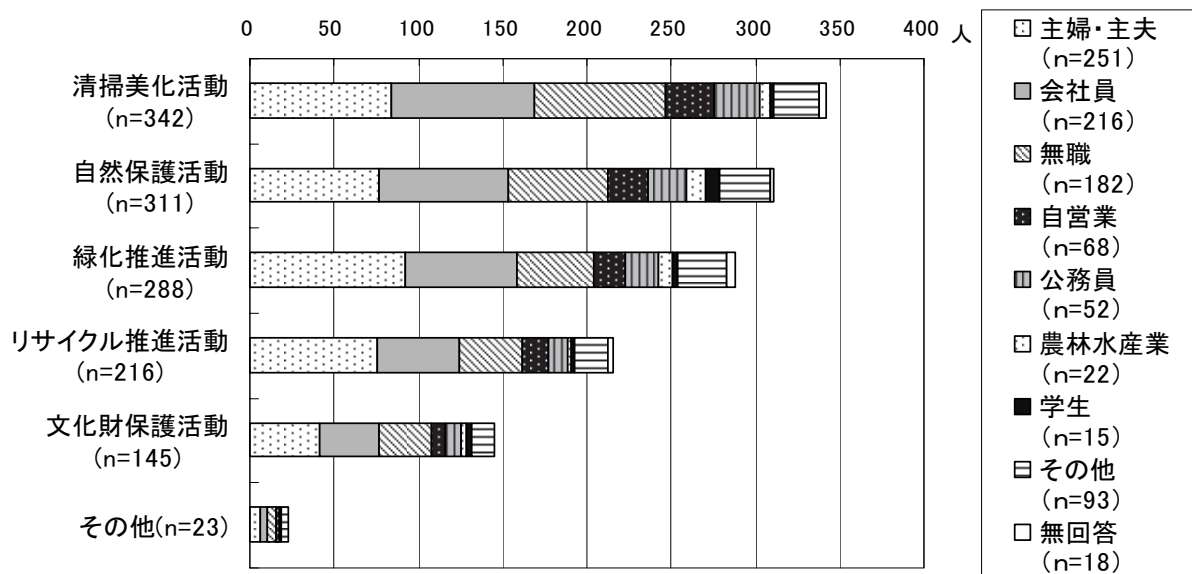
参加の意向がある回答者が7割を超えたが、「積極的に参加していきたい」と答えた回答者は5.1%にとどまった。



質問 9 今後の環境保全活動への参加の意思について (n=1, 277)

質問 9-2. (質問 9 で「参加したい」を選択した方を対象) どの活動に参加したいと考えていますか。(複数回答)

質問 9 において「積極的に参加したい」、「興味があれば参加したい」「参加したいと思うが、今は参加できない」と回答した計 917 人に対して、具体的にどのような活動に参加したいかを尋ねた。割合が最も多かったのは「2. 清掃美化活動」で 342 人、次いで「5. 自然保護活動」の 311 人、「5. 緑化推進活動」の 288 人となった。職業別・活動別では、意見の集中やばらつきなどの特徴はみられなかった。

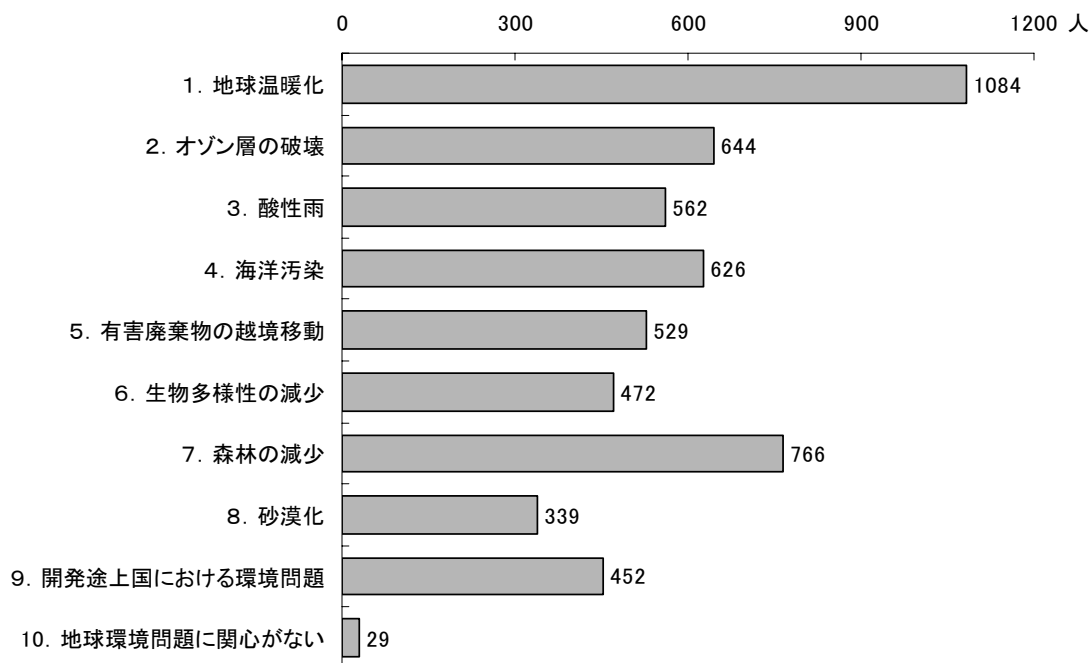


質問 9-2 参加してみたいと思う環境保全活動 (職業別 n=917)

2-5. 環境問題への関心について

(1) 質問 10. 以下の地球環境問題について、関心はありますか。(複数回答)

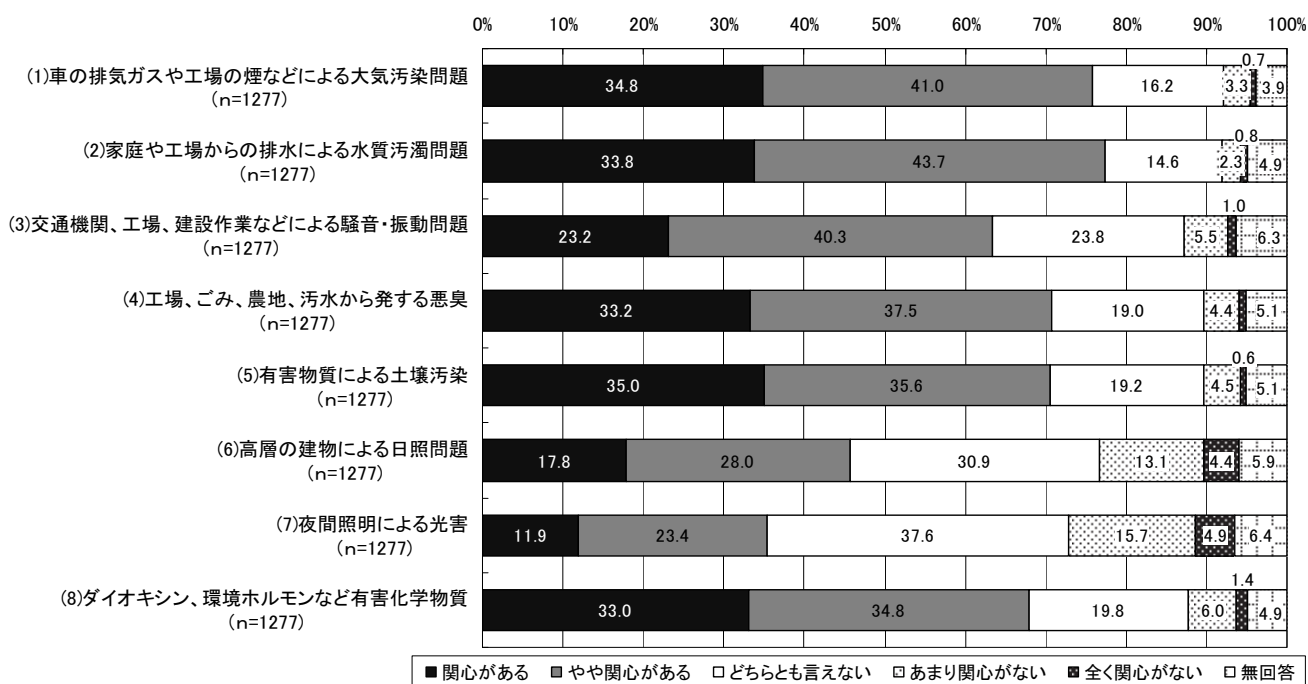
「1. 地球温暖化」を選択した回答者が最も多く、次いで「7. 森林の減少」、「2. オゾン層の破壊」が続いた。



質問 10 関心のある地球環境問題について (n=1, 277)

(2) 質問 11. 身の回りの環境問題について、どのくらい関心がありますか。

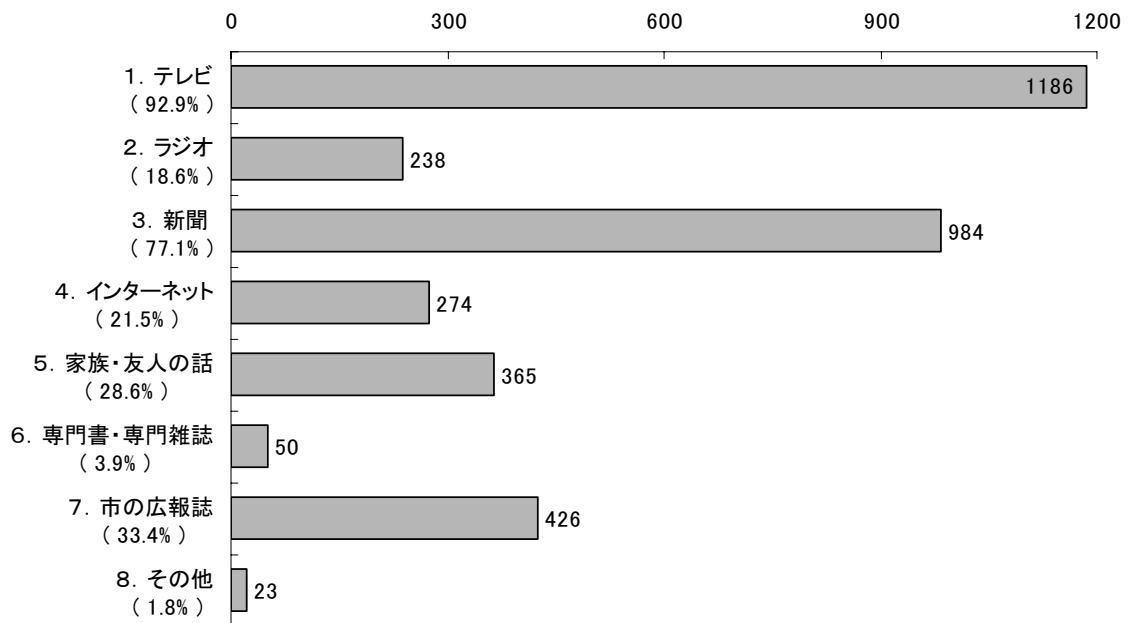
「(1)車の排気ガスや工場の煙などによる大気汚染問題」と「(2)家庭や工場からの排水による水質汚染問題」を選択した割合が高かった。



質問 11 身の回りの環境問題への関心について (n=1, 277)

(3) 質問 12. あなたはふだん、どのような方法で環境に関する情報を見聞きしていますか。(複数回答)

最も多かったのは「1. テレビ」で92.9%、次いで「3. 新聞」が77.1%で、その次に「7. 市の広報誌」が33.4%と続く。「その他」で出された自由意見の主なものとしては、「学校の授業」(4件)、「会社の環境活動」(3件)や「自分の目で見て感じる」(8件)、イベント・講演会(3件)、映画(1件)等があった。

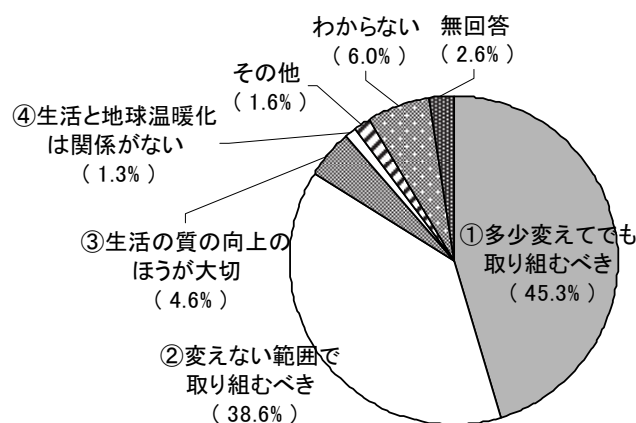


質問 12 環境に関する情報を見聞きしている手段 (n=1, 277)

2-6. 地球環境問題について

(1) 質問 13. 地球温暖化を防止するためには、わたしたち一人ひとりの日常の行動が重要であると言われていています。そこで、温暖化防止対策を進める上で、日常的にどの程度の取り組みが必要だと思いますか。

「わたしたちの生活様式を多少変えてでも、地球温暖化の防止に取り組むべきである」という回答が45.3%で最も多かった。

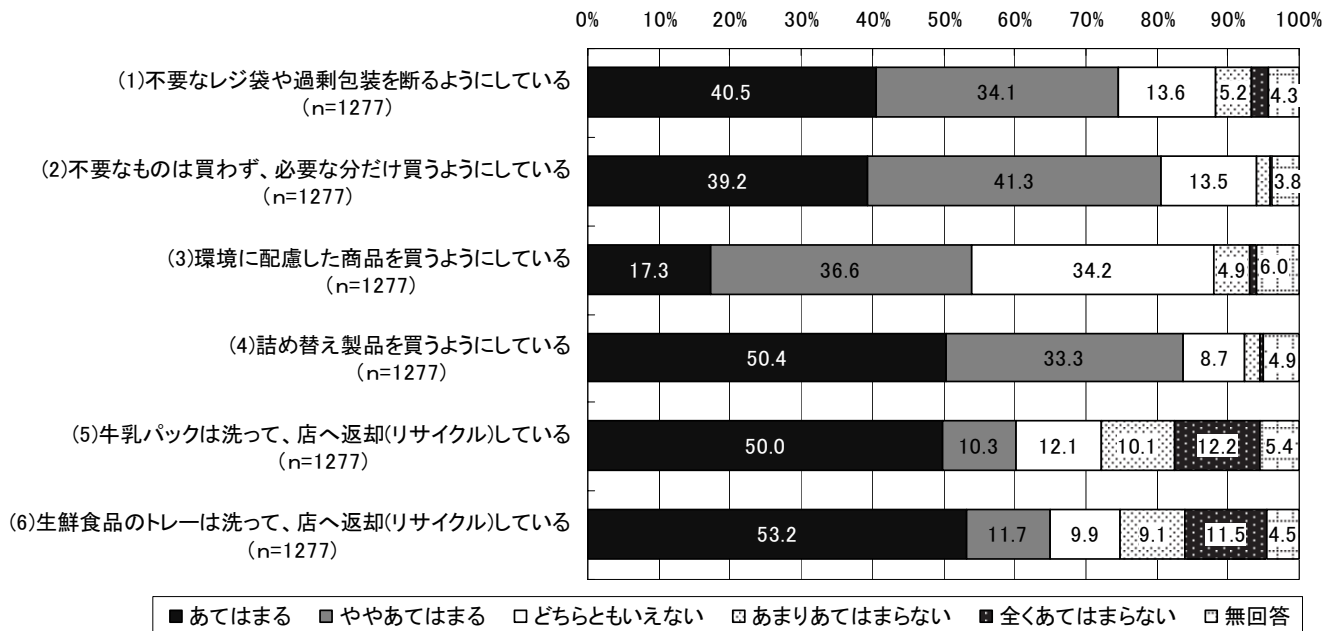


質問 13 温暖化防止対策を進める上で必要だと思う取り組みの程度 (n=1, 277)

2-7. リサイクル問題について

(1) 質問 14. あなたが買い物をするときに、心がけていることはありますか。

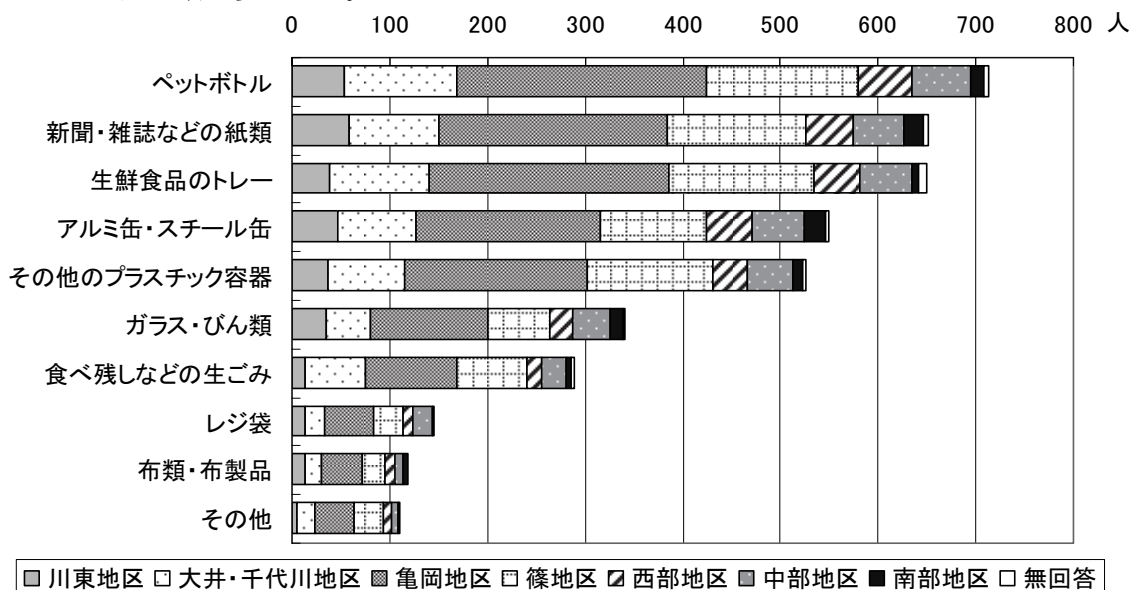
「あてはまる」と回答した割合が多かったのは「(6) 生鮮商品のトレーは洗って、店へ返却(リサイクル)している」であった。逆に「(3) 環境に配慮した商品を買うようにしている」と回答した割合が少ない結果となった。



質問 14 買い物をするときに心がけていること (n=1, 277)

(2) 質問 15. あなたが生活ごみ(資源ごみ、リサイクル品も含む)として出している物の中で、多いと感じるものがありますか。(複数回答)

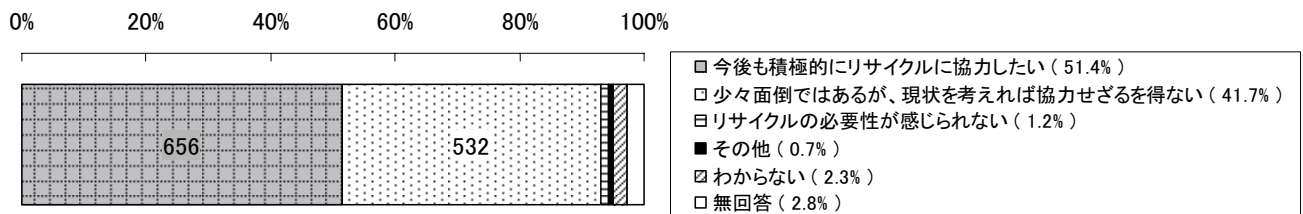
多いと感じている生活ごみを複数選択可で尋ねた質問では、「ペットボトル」と答えた人が最も多かった。



質問 15 多いと感じている生活ごみ (n=1, 277)

(3) 質問 16. 資源のリサイクルについて、どのように考えていますか。

リサイクルについての考え方は「今後も積極的にリサイクルに協力したい」が最も多く 656 人(51.4%)、次いで「少々面倒ではあるが、現状を考えれば協力せざるを得ない」の 532 人(41.7%)であった。



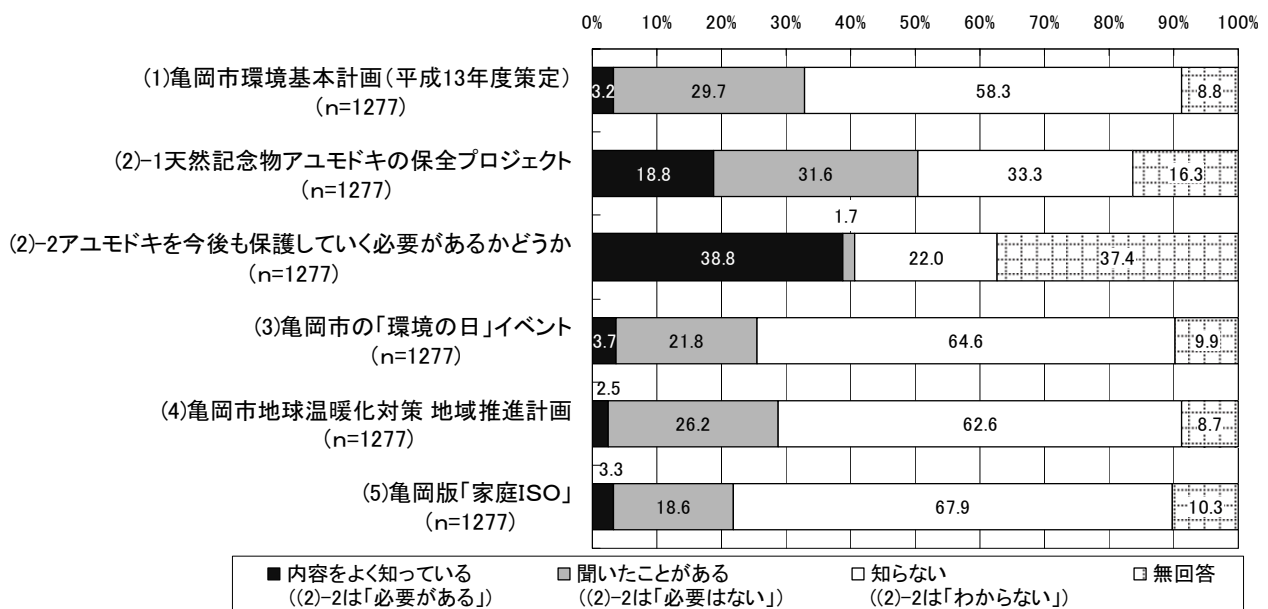
質問 16 リサイクルについての考え方 (n=1, 277)

2-8. 亀岡市の環境に対する取り組みについて

(1) 質問 17. 亀岡市がおこなっている取り組みの中で、知っているものはありますか。

亀岡市の環境への取り組みの中で、「内容をよく知っている」と回答した割合を見ると、「(2)-1 天然記念物アユモドキの保全プロジェクト」が最も多く 18.8%であった。一方、「アユモドキ」以外の項目は、「知らない」と答えた割合が過半数を占めた。

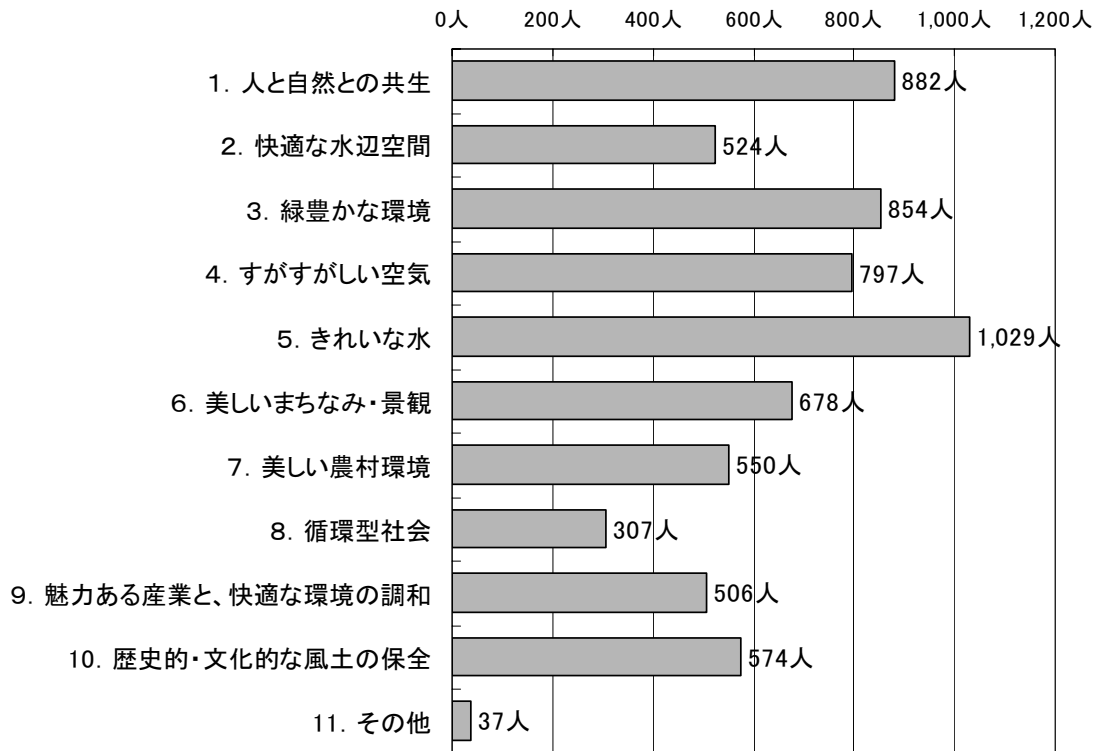
また「(2)-2 アユモドキを今後も保護していく必要があるかどうか」について、「必要がある」が 38.8%、「必要はない」が 1.7%、「わからない」が 22.0%であった。



質問 17 亀岡市の環境に対する取り組みの認知度 (n=1, 277)

(2) 質問 18. 亀岡市の将来像として、どのような姿が望ましいと考えますか。(複数回答)

亀岡市の将来像としてどのような姿が望ましいと考えているのかを見ると、「5. きれいな水」1,029人と最も多く、次いで「1. 人と自然との共生」が882人、「3. 緑豊かな環境」が854人となった。



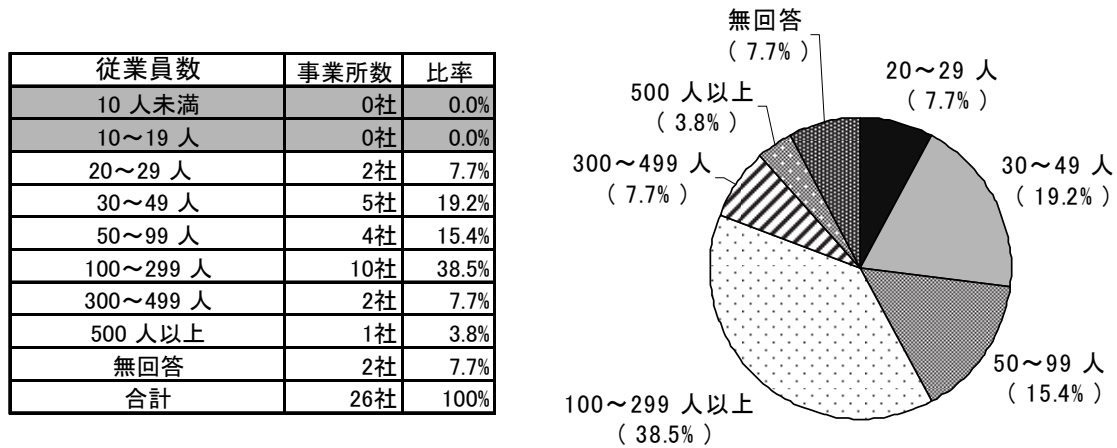
質問 18 望ましい亀岡市の将来像 (n=1,277)

3. 事業所アンケート

3-1. 基本項目

(1) 従業員数

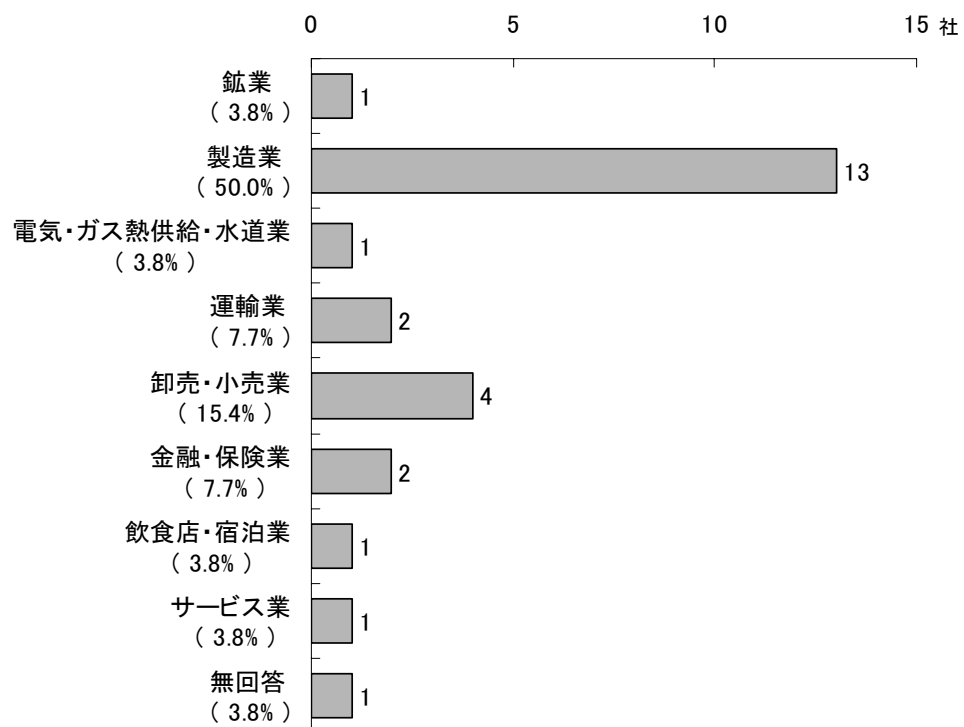
回答のあった事業所の従業員数を見てみると、「100～299 人」規模の事業所が 38.5%で最も多く、次いで「30～49 人」規模が 19.2%、「50～99 人」規模が 15.4%であった。



基本項目(1) 従業員数 (n=26)

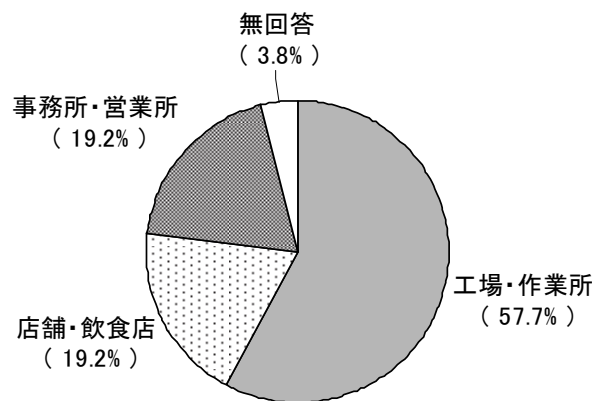
(2) 業種

回答のあった事業所の業種を見ると、「製造業」が 13 社(50.0%)で最も多かった。



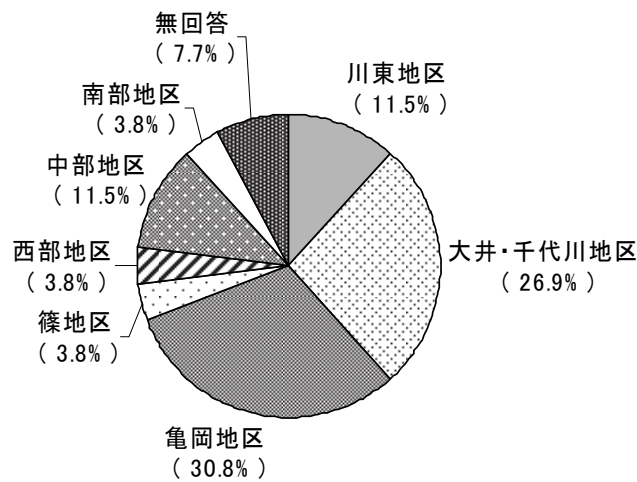
基本項目(2) 業種 (n=26)

(3) 事業所形態



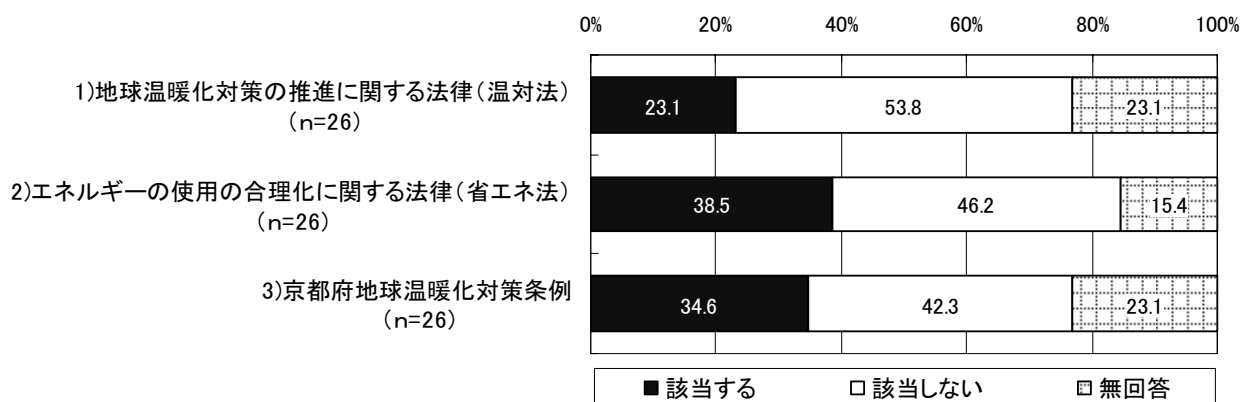
基本項目(3) 事業所形態 (n=26)

(4) 事業所の所在地



基本項目(4) 事業所の所在地 (n=26)

(5) 法令規制の該当

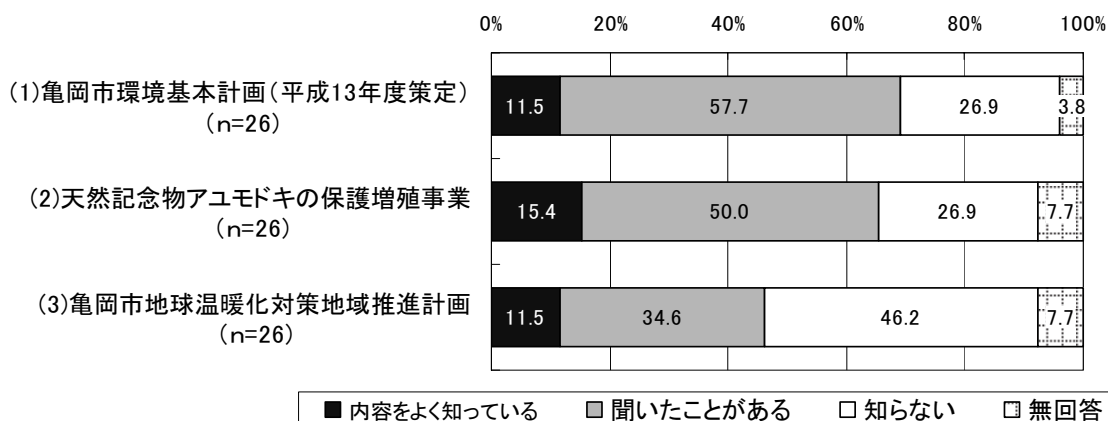


基本項目(5) 該当する法令規制 (n=26)

3-2. 亀岡市の環境に対する取り組みについて

(1) 質問 1. 亀岡市がおこなっている以下の環境関連施策の中で、ご存知のものはありますか。

「内容をよく知っている」と回答した割合は、「(2)天然記念物アユモドキの保護繁殖事業」が最も多かった。

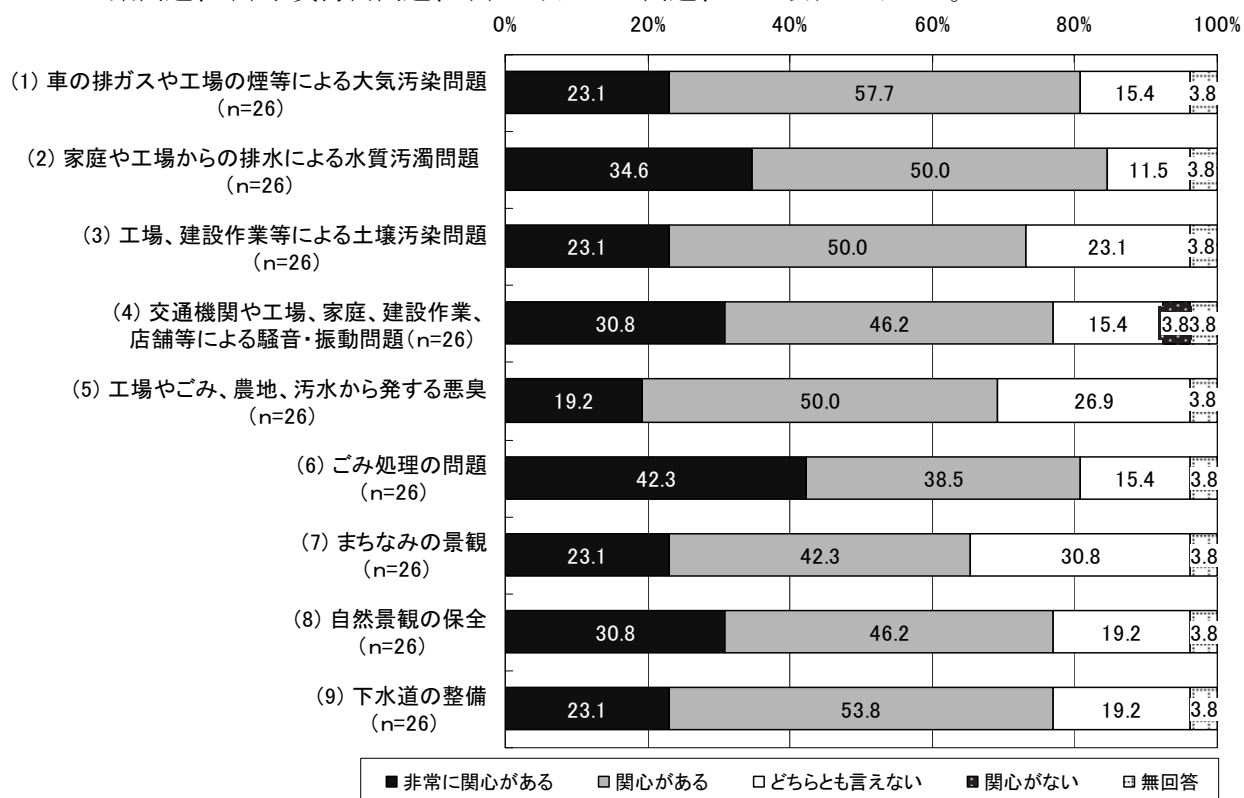


質問 1 亀岡市の環境関連施策をについて (n=26)

3-3. 環境への関心度について

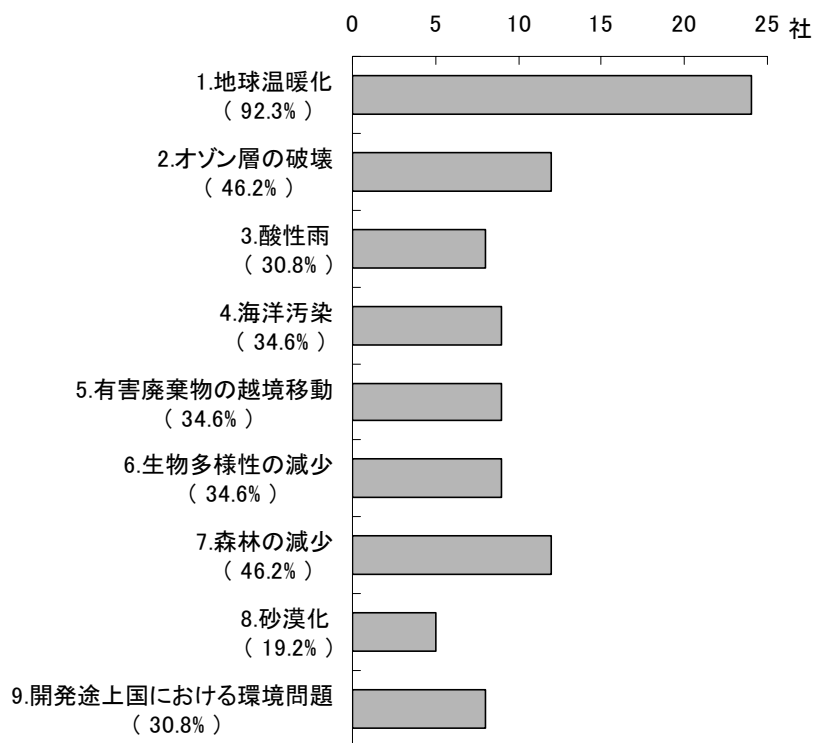
(1) 質問 2. 貴事業所は、事業所周辺または亀岡市内の環境について、どのくらい関心がありますか。

「非常に関心がある」「関心がある」と回答した割合が高かったのは、(1)大気汚染問題、(2)水質汚濁問題、(6)ごみ処理の問題、の3項目であった。



質問 2 事業所の亀岡市内の環境への関心について (n=26)

(2) 質問 3. 貴事業所は、以下の地球環境問題について関心がありますか。(複数回答)
 地球環境問題への関心について回答の割合を見ると、「1. 地球温暖化」が最も多く、次いで、「2. オゾン層の破壊」と「7. 森林の減少」が続いた。

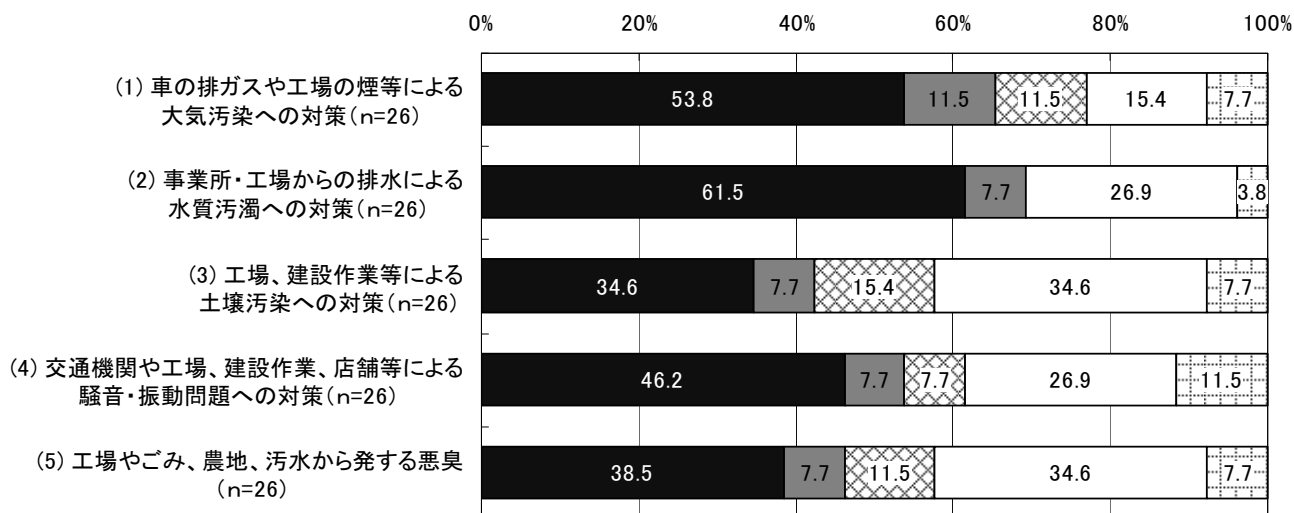


質問 3 事業所の地球環境問題への関心について (n=26)

3-4. 環境保全への取り組みについて

(1) 質問 4. 貴事業所の公害防止への取り組み状況について、あてはまるものを選んでください。

大気汚染への対策(1)、水質汚濁への対策(2)は取り組みが進んでいる模様である。

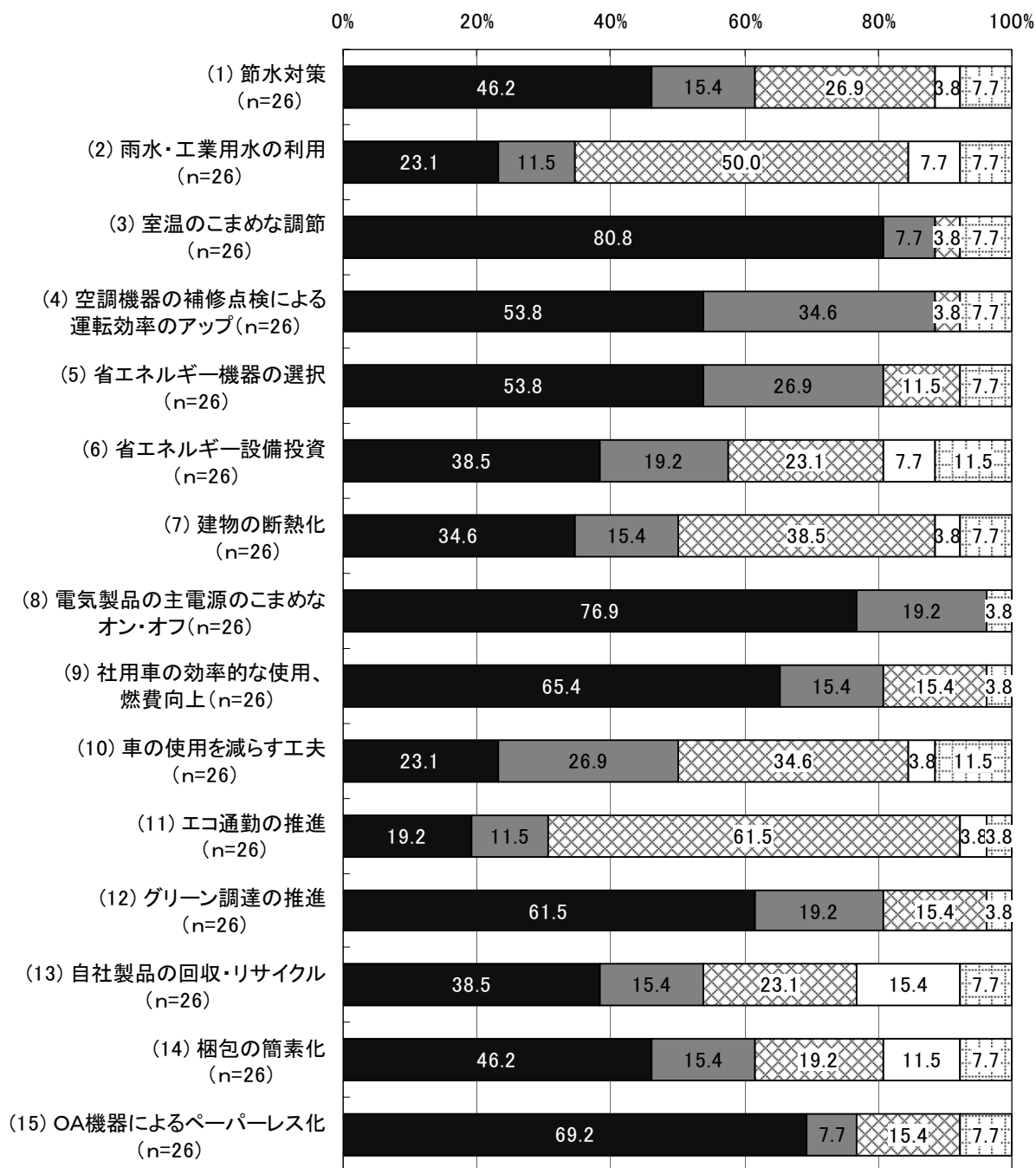


■すでに取り組んでいる □ 取り組む予定である □ 取り組む予定はない □ 業務に関係しない □ 無回答

質問 4 事業所の公害防止への取り組み状況 (n=26)

(2) 質問 5. 貴事業所の省資源化への取り組み状況について、あてはまるものを選んでください。

「すでに取り組んでいる」と回答した割合を見ると、「(3)室温のこまめな調節」が最も多く、次いで「(8)電気製品の主電源のこまめなオン・オフ」、「(15)OA 機器によるペーパーレス化」が続いた。

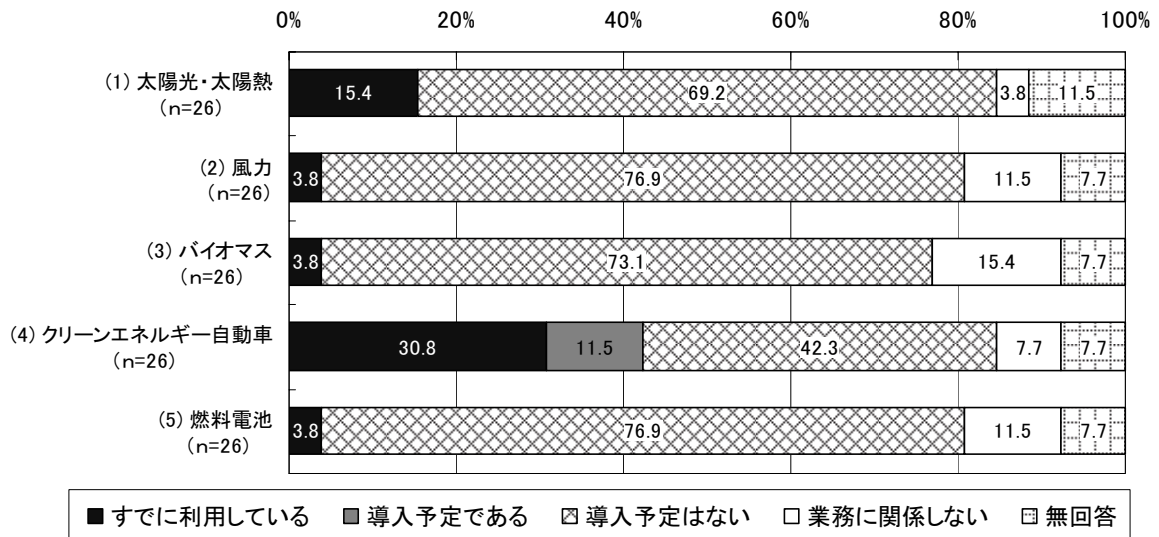


■ すでに取り組んでいる ■ 取り組む予定である □ 取り組む予定はない □ 業務に関係しない □ 無回答

質問 5 事業所の省資源化への取り組み状況 (n=26)

(3) 質問 6. 貴事業所の新エネルギー（再生可能エネルギー）利用状況について、あてはまるものを選んでください。

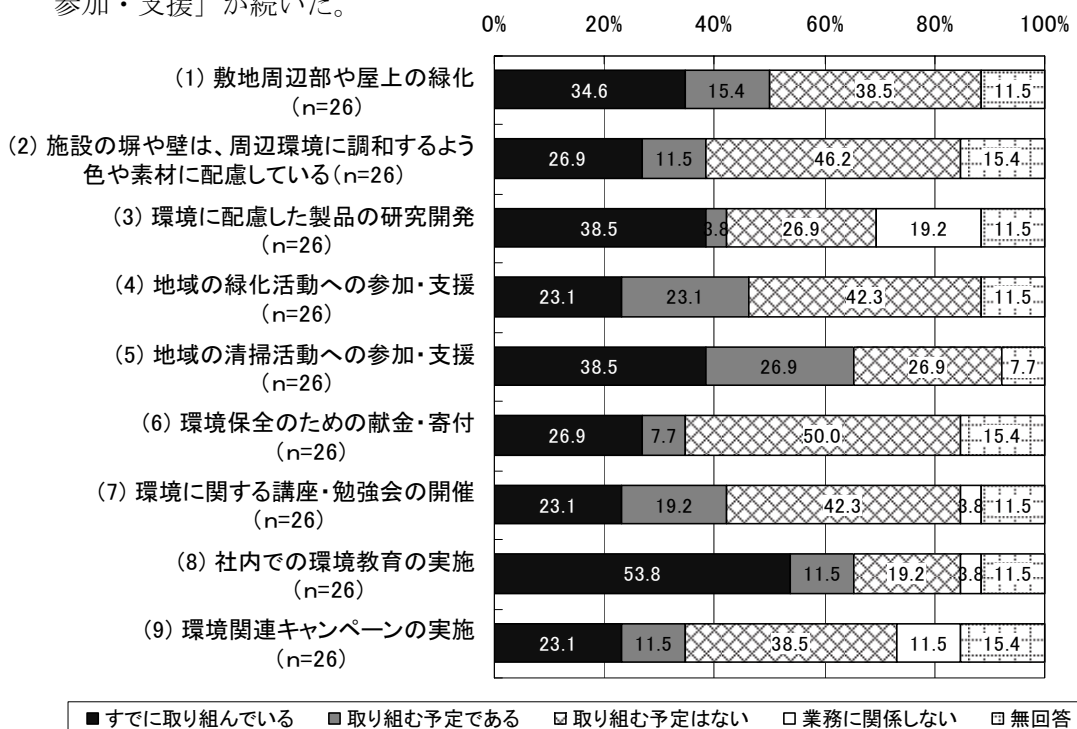
「すでに利用している」と回答した割合を見ると、「(4)クリーンエネルギー自動車」が最も多く、「(1)太陽光・太陽熱」が続いた。



質問 6 事業所における新エネルギー利用状況 (n=26)

(4) 質問 7. 貴事業所の環境に関連した活動や地域との関わりについて、あてはまるものを選んでください。

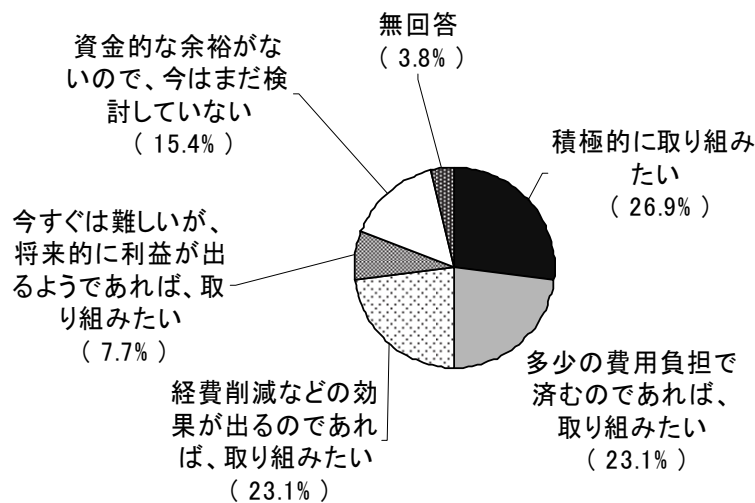
「すでに取り組んでいる」と回答した割合を見ると、「(8)社内での環境教育の実施」が最も多く、「(3)環境に配慮した製品の研究開発」と「(5)地域の清掃活動への参加・支援」が続いた。



質問 7 事業所の環境に関連した活動や地域との関わりについて (n=26)

(5) 質問 8. 貴事業所は、環境に関連した活動や地域との関わり（質問 7 の項目）について、どのようにお考えですか。

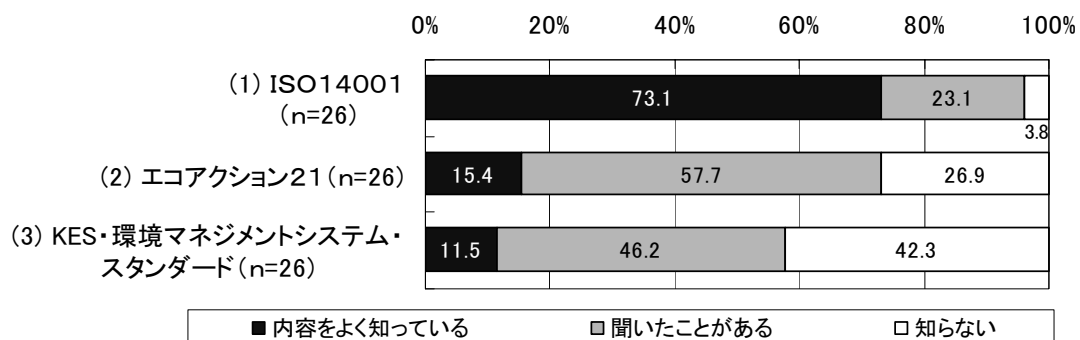
「積極的に取り組みたい」という意見が最も多かった。



質問 8 環境に関連した活動や地域との関わりについての事業所の考え (n=26)

(6) 質問 9. 環境マネジメントシステム（事業者が組織全体で継続的に環境に配慮した事業活動を行うための手続き）の規格に「ISO14001」「エコアクション 21」「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」などがありますが、これらについてご存じですか。

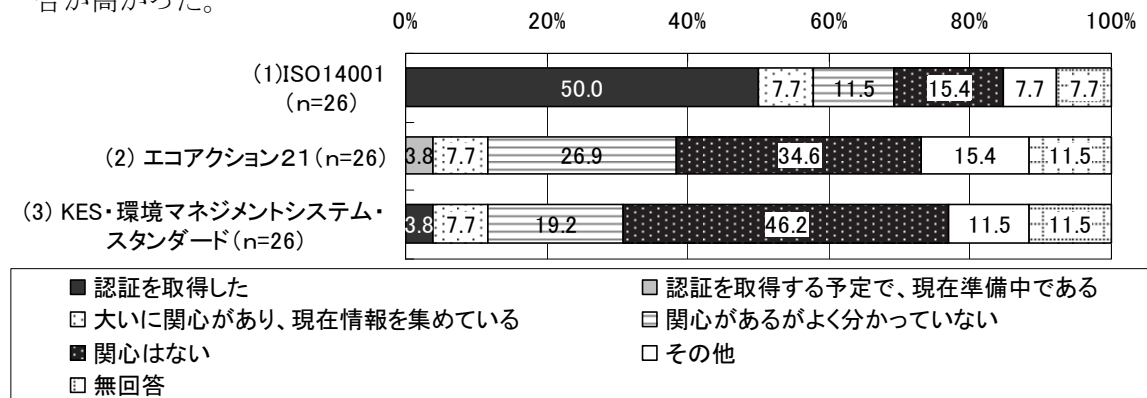
「内容をよく知っている」と回答した割合は、「(1) ISO14001」が最も多く、逆に「知らない」と答えた割合が高かったのは「(3) KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」であった。



質問 9 環境マネジメントシステムについて (n=26)

(7) 質問 10. 「ISO14001」「エコアクション 21」「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」について、どれくらい関心がありますか。

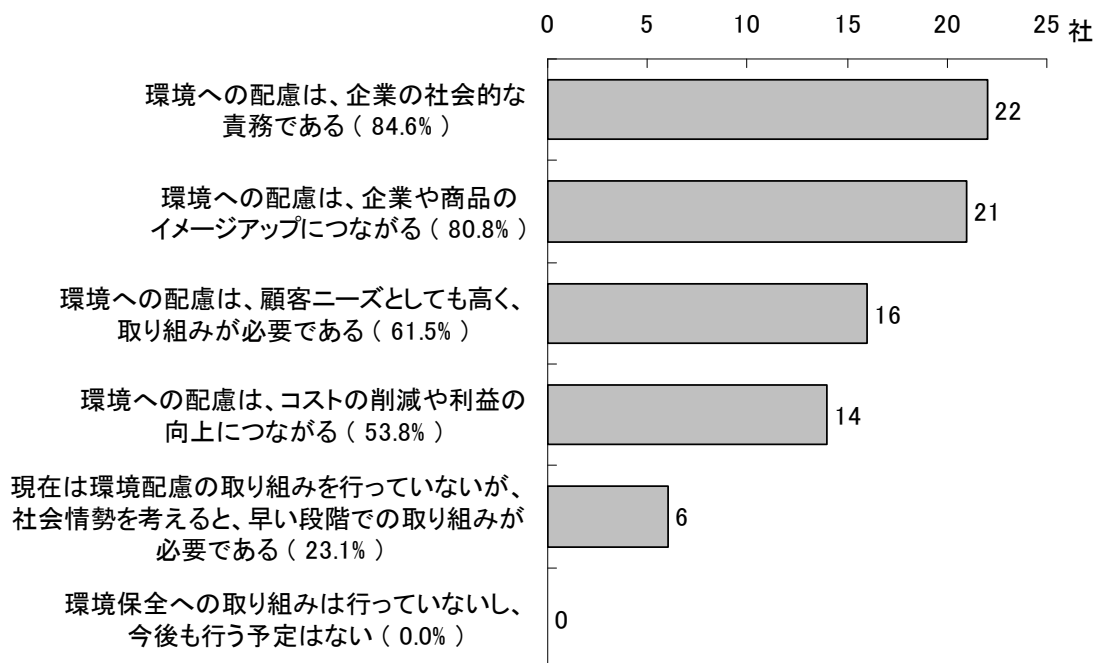
「認証を取得した」や「認証を取得する予定で、現在準備中である」と回答した割合を見ると、「(1) ISO14001」が最も高かった。また「(2) エコアクション 21」、「(3) KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」では「関心がない」と回答した割合が高かった。



質問 10 環境マネジメントシステムへの関心について (n=26)

(8) 質問 11. 貴事業所では、環境への配慮に対してどのようにお考えですか。(複数回答)

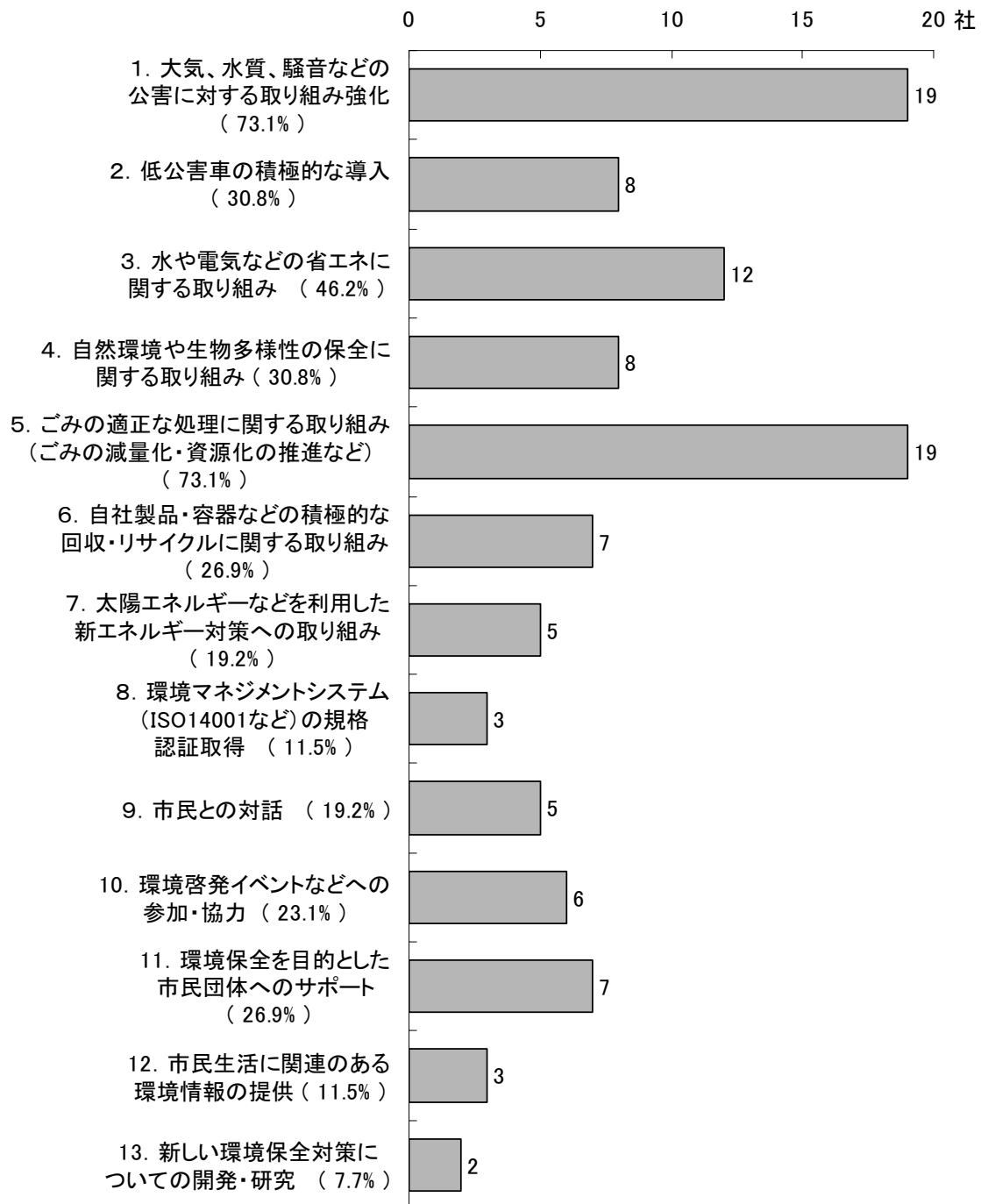
「環境への配慮は、企業の社会的な責務である」と「環境への配慮は、企業や商品のイメージアップにつながる」を選択した回答が多かった。



質問 11 環境への配慮についての事業所の考え (n=26)

(9) 質問 12. 環境保全に向けて、貴事業所が市民から期待されていると感じることは何ですか。(複数回答)

環境保全に向けて市民から期待されていると感じることについては、「1. 大気、水質、騒音などの公害に対する取り組み強化」と「5. ごみの適正な処理に関する取り組み（ごみの減量化、資源化の推進など）」が多くなった。



質問 12 環境保全に向けて市民から期待されていると感じること (n=26)

8. 水生生物および植物調査の概要

亀岡市は桂川をはじめとする水圏生態系が特徴的で、アユモドキやオオサンショウウオといった豊かな河川環境の象徴とも言える水生生物が生息しています。

環境基本計画の策定にあたり、平成22年度に魚類をはじめとする水生生物の生息状況を調査しました。また、平成23年度には自然環境の基盤といえる植物の生育状況を調査しました。

調査結果のうち、重要種および外来種として整理しているものは下表の選定基準を参考にしています。

本資料で紹介した生物の中には、現地調査では確認されていないものの、本市において特徴的と考えられる種についても併せて掲載しています。なお、重要種の選定基準は略称を記載しています。

密漁や盗掘の恐れがありますので、野生生物保護の観点から重要種が確認された地点や地名に関する記述は省略しています。

(重要種および外来種の選定基準)

区分	選定根拠	発行等	略称
重要種	哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱのレッドリストの見直しについて	環境省 (平成19年)	国 RL
	改訂・近畿地方の保護上重要な植物 レッドデータブック近畿 2001	公益財団法人 平岡環境科学研究所 (平成13年)	近畿 RDB
	京都府レッドデータブック	京都府 (平成14年)	京都 RDB
外来種	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	平成16年6月2日 法律第78号	—

(1) 水生生物調査

1. 調査概要

調査の実施状況

実施時期:平成 22 年 10 月下旬(1 回)

調査河川:市内の 19 河川

古川、七谷川、愛宕谷川、鵜ノ川、西川、年谷川、雑水川、赤川、桂川、犬飼川、願成寺川、千々川、曾我谷川、法貴谷川、砂川、山内川、本梅川、大路次川、栢原川

調査方法

投網、タモ網、カゴ網、セルびんを用いた調査を基本とし、深部などの環境要素の見られる箇所では適宜、定置網を用いた昼夜連続調査を行った。

■ 投網実施状況



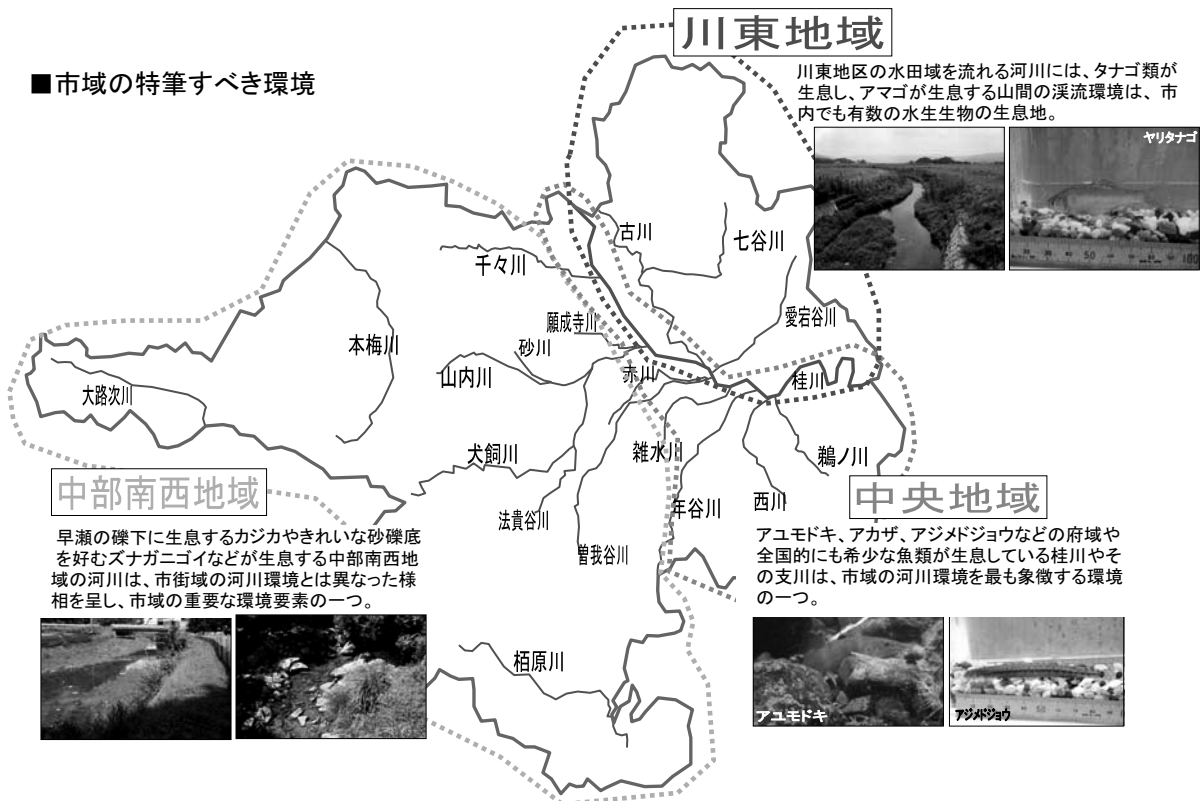
2. 調査結果

【確認種】:6 目 10 科 34 種の魚類の生息を確認した。中流から下流域に生息するコイ科やハゼ科の魚類が多く確認された。

【重要種】:アカザ、アユモドキ、ヤリタナゴなど 12 種が確認された。

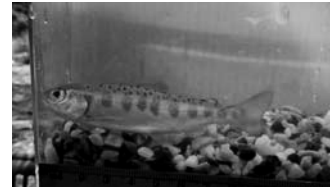
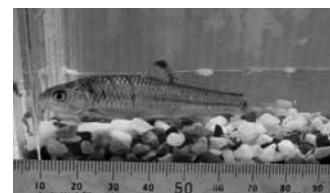
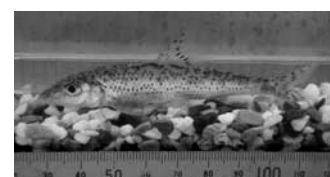
【外来種】:特定外来生物であるオオクチバス、ブルーギル、ウシガエルが確認された。

■ 市域の特筆すべき環境

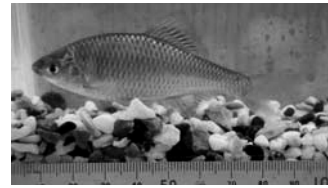
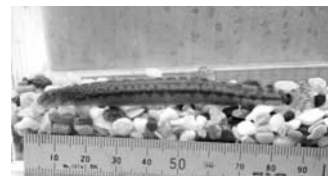


3. 亀岡の河川に生息する水生生物の主な重要種一覧

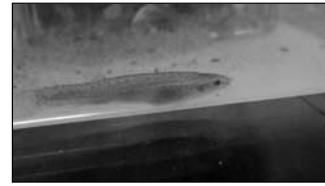
(市域に生息する魚類重要種 1/3)

アマゴ (サケ目 サケ科)**大きさ:**全長 20~25cm**形態的特徴:**体の側面に 7~11 個の暗青緑色の大きな斑紋と、小さい黒と赤の斑点がある。**分布:**自然分布域は、神奈川県以西の本州太平洋側、四国、九州など。近年は放流個体が各地で見られる。**生態:**年間を通じて水温 20℃以下の渓流域に生息する。成魚は河川の淵で生活する。**重要種の基準:**国RL**参考文献:**「改定版 日本の淡水魚」(山と溪谷社、2005 年)**ヌマムツ (コイ目 コイ科)****大きさ:**全長約 15cm**形態的特徴:**カワムツに似るが、頭部がややとがり、胸びれと腹びれの前が赤い(カワムツは黄色)などの点で異なる。**分布:**中部地方以西の本州、四国瀬戸内海側、九州北部に分布する。**生態:**河川の中流~下流域にかけての淵や平野部の池沼に生息する。流れの緩やかな生息環境を好む。**重要種の基準:**京都RDB**参考文献:**「兵庫の川の生き物図鑑」(兵庫陸水生物研究会、2011 年)、「改定版 日本の淡水魚」(山と溪谷社、2005 年)**カワヒガイ (コイ目 コイ科)****大きさ:**全長約 13cm**形態的特徴:**頭は小さく、眼は大きい。口は小さい。**分布:**愛知県豊川水系以西。琵琶湖流入河川や京都盆地などに分布する。**生態:**河川の中流~下流域やそれとつながる灌漑用水路に生息する。**重要種の基準:**国RL、京都RDB**参考文献:**「改定版 日本の淡水魚」(山と溪谷社、2005 年)**ズナガニゴイ (コイ目 コイ科)****大きさ:**全長約 20cm**形態的特徴:**体形はニゴイに似るが、体は小さく、顔が長い。**分布:**自然分布域は、近畿地方以西の本州。**生態:**河川の中流~下流域の流れの緩やかな底層付近に生息し、ときおり砂に潜る。**重要種の基準:**京都 RDB**参考文献:**「改定版 日本の淡水魚」(山と溪谷社、2005 年)**ゲンゴロウブナ (コイ目 コイ科)****大きさ:**全長約 40cm**形態的特徴:**体高が高く、横から見るとひし形の体型をしている。**分布:**琵琶湖原産。現在では人為放流によって全国に分布している。**生態:**湖や池沼などに生息する。浮遊動物の多い中層に群れを形成し、遊泳しながら餌をとる。**重要種の基準:**国 RL**参考文献:**「改定版 日本の淡水魚」(山と溪谷社、2005 年)

(市域に生息する魚類重要種 2/3)

ヤリタナゴ (コイ目 コイ科)**大きさ:**全長約 10cm**形態的特徴:**タナゴ類のなかでは、体高が低い。口角に長い1対のひげがある。タナゴ類によくみられる肩部の暗色斑はない。**分布:**北海道と南九州を除く各地に分布する。**生態:**平野部の細流や灌漑水路などのやや流れのあるところを好む。**重要種の基準:**国 RL、京都 RDB**参考文献:**「改定版 日本の淡水魚」(山と溪谷社、2005年)**アブラボテ (コイ目 コイ科)****大きさ:**全長 4~7cm**形態的特徴:**体形はタナゴ型、1対の口ひげがある。尾びれと背びれの縁は黒い縁どりがある。**分布:**濃尾平野以西の本州、淡路島、四国瀬戸内海側などに分布する。**生態:**河川の本流から引かれた灌漑水路などの岸辺を好む。**重要種の基準:**国 RL、京都 RDB**参考文献:**「改定版 日本の淡水魚」(山と溪谷社、2005年)**カネヒラ (コイ目 コイ科)****大きさ:**全長約 12cm**形態的特徴:**タナゴ類のなかでは大型で、背びれと尻びれが大きい。短い1対の口ひげがある。**分布:**琵琶湖淀川水系以西の本州と、九州北西に分布。**生態:**平野部の細流や灌漑水路など流れが緩やかなところや池沼に生息する。**重要種の基準:**京都 RDB**参考文献:**「改定版 日本の淡水魚」(山と溪谷社、2005年)**アユモドキ (コイ目 ドジョウ科)****大きさ:**全長約 15cm**形態的特徴:**ドジョウの仲間であるが、泳ぐ姿がアユに似ていることからこの名が付いた。体の側面に縞模様がある。腹部は乳白色。**分布:**琵琶湖淀川水系と岡山県吉井川・旭川・高梁川水系に分布する。**生態:**川や池の岩場や石の間などに隠れる性質が強い。主に朝晩に活動する。**重要種の基準:**国 RL、京都 RDB**参考文献:**「改定版 日本の淡水魚」(山と溪谷社、2005年)**アジメドジョウ (コイ目 ドジョウ科)****大きさ:**全長 8~10cm**形態的特徴:**体色は乳白色で体側中央から背側にかけて濃褐色のまだら模様がある。背びれ、腹びれ、尻びれは、体の中央より後ろにある。口は吸盤状で、石に吸い付いて伝い泳ぎをする。**分布:**富山、長野、岐阜、福井、佐賀、京都、三重などに分布する。**生態:**河川上~中流域の礫が多い河川に生息する。河底を人が歩くと礫の間にもぐる。**重要種の基準:**国 RL、京都 RDB**参考文献:**「改定版 日本の淡水魚」(山と溪谷社、2005年)

(市域に生息する魚類重要種 3/3)

ホトケドジョウ (コイ目 ドジョウ科)**大きさ:**全長約 6cm**形態的特徴:**体は円筒形で細長い。口ひげは 4 対あり、3 対は上唇から、1 対は口角から伸びる。体色は黄褐色で、小さい暗色点が体全体にある。**分布:**青森県・中国地方西部を除く本州、四国東部に分布する。**生態:**流れの緩やかな細流の砂泥底の水草の間を、ゆっくりと泳ぐ。単独で泳いでいることが多い。**重要種の基準:**国 RL、京都 RDB**参考文献:**「改定版 日本の淡水魚」(山と溪谷社、2005 年)**アカザ (ナマズ目 アカザ科)****大きさ:**全長約 10cm**形態的特徴:**体色は暗赤色ないし明るい赤褐色、個体で変異がある。尾びれの後縁はやや丸く弧をなしている。**分布:**宮城県・秋田県以南の本州、四国、九州に広く分布する。**生態:**水の比較的きれいな川の中流から上流下部の瀬の石の下や間にすむ。**重要種の基準:**国 RL、京都 RDB**参考文献:**「改定版 日本の淡水魚」(山と溪谷社、2005 年)**メダカ (メダカ目 メダカ科)****大きさ:**全長約 4cm**形態的特徴:**尻びれが大きく幅広い。尾びれは角ばっている。口は上向き。上から見ると、背に黒褐色の筋がある。**分布:**本州以南琉球列島までに分布する。**生態:**河川下流にある水たまり、水田とその小水路、浅い池沼など、流れのゆるいところに生息する。昼行性。**重要種の基準:**国 RL、京都 RDB**参考文献:**「改定版 日本の淡水魚」(山と溪谷社、2005 年)**カジカ (カサゴ目 カジカ科)****大きさ:**全長 5~15cm**形態的特徴:**体形はドンコに似ている。体色は淡褐色から暗褐色で、個体で変異がある。体の側面には 4-5 個の暗色斑がある。**分布:**北海道の一部、本州、四国、九州の一部に生息する。**生態:**河川の下流~中流域に生息し、比較的流れの緩やかな砂礫底を好む。肉食性。**重要種の基準:**国 RL、京都 RDB**参考文献:**「京都府レッドデータブック」(京都府、2002 年)

(市域に生息する両生類重要種 1/1)

カスミサンショウウオ (サンショウウオ目 サンショウウオ科)

大きさ:全長はオス 8.7~10.5cm、メス 9.1~10.1cm 程度。

形態的特徴:体側面のシワは 13 本ことが多い。上顎中央部に並ぶ歯の列は V 字型。四肢は短く、胴体沿いに前後の肢を伸ばしても前肢と後肢が接することはない。

分布:岐阜県以西の本州、四国、九州に分布。

生態:平地から低山地（府内では標高約 200m 以下）の林床や草地に生息する。夜行性。浅い土壌中や落葉・倒木・石などの下に潜んで、節足・環形・軟体動物などを食べる。繁殖は、2~5 月に林縁の湿地や池沼、水田の溝、用水路などで行われる。

重要種の基準:国 RL、京都 RDB

参考文献:「京都府レッドデータブック」(京都府、2002 年)

**オオサンショウウオ (サンショウウオ目 オオサンショウウオ科)**

大きさ:全長は平均 65cm 程度で、ときに 1m を超える。

形態的特徴:体は平たく、頭部が大きく四肢は短い。暗褐色で黒斑がある。上顎中央部に並ぶ歯の列は浅いハの字型。

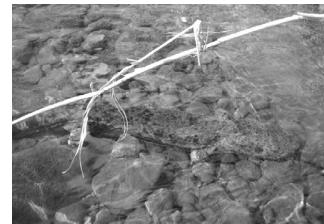
分布:岐阜県以西の本州、四国、九州の一部に分布。

生態:河川の中流~上流に生息し、生涯を水中ですごす。夜行性。

しばしば上流から流された個体が、市街地で発見される。繁殖時期は 8 月下旬~9 月中旬、オスは巢穴で卵を守る。

重要種の基準:国 RL、京都 RDB

参考文献:「京都府レッドデータブック」(京都府、2002 年)

**ナゴヤダルマガエル (カエル目 アカガエル科)**

大きさ:頭胴長(頭と胴体を足した長さ)オス 4.9cm、メス 6.0cm 程度。

形態的特徴:体の背面は緑褐色で、黒褐色の斑紋がある。後肢は短く、両かかとは接しない。トノサマガエルと混同されやすいが、本種の背面の斑紋は連続しないこと、後肢が短いこと、鳴き声がゲーと長く続くことなどで区別できる。

分布:本州(東海、近畿、山陽)、四国の瀬戸内海沿岸に分布する。

生態:低地の湿地や水田、河川周辺に生息する。4~6 月に 2 回にわたって産卵することが多い。

重要種の基準:国 RL、京都 RDB

参考文献:「京都府レッドデータブック」(京都府、2002 年)



(2) 植物調査

1. 調査概要

調査の実施状況

実施時期:平成 23 年 7~8 月、10~11 月(2 回)

調査地区:市内の 20 エリア・地点

重点エリア【(犬飼川、行者山周辺、桜峠周辺、七谷川周辺、上池・中池・下池周辺、西山地区、保津川地区)】

任意エリア【(地点 1(愛宕川沿い)、地点 2(古川沿い)、地点 3(篠町)、地点 4(タカラ山近辺)、地点 5(東別院町栢原)、地点 6(中万寿越)、地点 7(柚原)、地点 8(万願寺)、地点 9(本梅町東加舎)、地点 10(宮前町宮川)、地点 11(東本梅町大内)、地点 12(畑野町千ヶ畑)、地点 13(半国山)】

調査方法

調査地区内を踏査し、確認されたシダ植物以上の高等植物(植栽種を含む)を対象に目視(木本は必要に応じて双眼鏡を使用)や標本の採集により、生育種を確認・記録した。



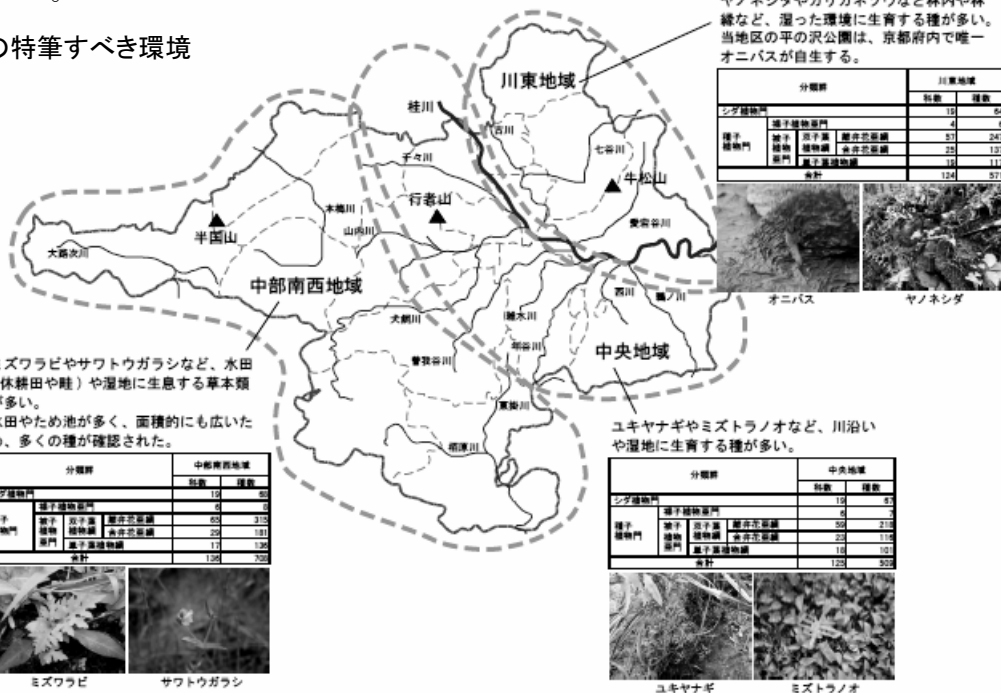
2. 調査結果

【確認種】:合計で 146 科 830 種の植物の生育を確認した。

【重要種】:ミズニラやオニバス、ミズワラビなど計 47 種が確認された。谷沿いや水田の畦、河川敷など比較的湿潤な環境に生育する種が多い。

【外来種】:特定外来生物は、アレチウリ、オオカワヂシャ、オオキンケイギク、ナルトサワギクの 4 種、要注意外来生物はエゾノギンギシやオランダガラシなど計 32 種が確認された。

市域の特筆すべき環境



3. 亀岡に生育する植物の主な重要種一覧

(市域に生育する植物重要種 1/3)

ミズニラ (シダ植物 ミズニラ科)

高さ:—

形態的特徴:ニラに似た水生シダ。葉の長さは(10-)15-30cm、先端は次第に細くなる。葉の根元に孢子嚢がある。

分布:北海道、本州、四国、九州などに分布。

生態:沼や池、川の底や湿地に生じる夏緑性水草。孢子で繁殖する。

重要種の基準:国 RL、近畿 RDB、京都 RDB

参考文献:「日本の野生植物 シダ」(平凡社、2002年)



オニバス (離弁花植物 スイレン科)

高さ:—

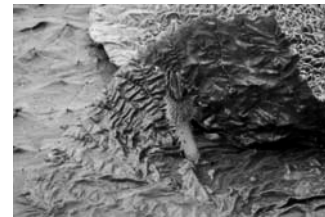
形態的特徴:浮水性の水草で、夏に巨大な葉を水面に広げる。葉の両面に鋭く硬いトゲがある。花は水中で咲くほか、8-9月頃に水面上で紫色の花を咲かせることもある。

分布:本州(宮城県以南)、四国、九州などに分布。

生態:1年生で低地の池に生える。

重要種の基準:国 RL、近畿 RDB、京都 RDB

参考文献:「日本の野生植物 草本 II 離弁花植物」(平凡社、2002年)



ミズマツバ (離弁花植物 ミソハギ科)

高さ:3-10cm

形態的特徴:アクアリウムに用いられるほか、水田雑草としても扱われる。葉は3-4個が輪生し、長さ6-10mm、幅1-2mmと細長い形。茎は地面を這い、枝分かれする。花期は8-10月で淡紅色。

分布:本州、四国、九州、琉球などに分布。

生態:水田や湿地に生える小さな1年草。

重要種の基準:国 RL、近畿 RDB、京都 RDB

参考文献:「日本の野生植物 草本 II 離弁花類」(平凡社、2002年)



オグラノフサモ (離弁花植物 アリノトウグサ科)

高さ:—

形態的特徴:フサモに似た水草で、茎は長く伸び分枝する。水中葉は4-5個が輪生し、羽状。水面上に伸びた茎につく葉は淡緑白色。

分布:本州(茨城県以西)、四国などに分布。

生態:池や沼などに生育する多年生の沈水植物。

重要種の基準:国 RL、近畿 RDB、京都 RDB

参考文献:「日本の野生植物 草本 II 離弁花類」(平凡社、2002年)



出典: HP「神戸の水生植物」
<http://www.kobe-c.ed.jp/shizen/wtplant/wtplant/14031.html>

スズサイコ (合弁花植物 ガガイモ科)

高さ:40-100cm

形態的特徴:茎は細く、直立する。葉はやや厚く、細長く先端はとがる。地下には多数の太いひげ根がある。花のつぼみは丸く、鈴状。

分布:北海道、本州、四国、九州などに分布。

生態:日当たりのよいやや乾いた草地に生える多年生草本。

重要種の基準:国 RL、近畿 RDB、京都 RDB

参考文献:「日本の野生植物 草本 III 合弁花類」(平凡社、1999年)



(市域に生育する植物重要種 2/3)

ミズトラノオ (合弁花植物 シソ科)

高さ:30-50cm

形態的特徴:アクアリウムで用いられる湿性植物。茎は横に這う地下茎から直立し、3-4 個ずつ葉を輪生する。葉は細く先端がとがる。花期は8-10 月、淡紅色の小形の花を密に花穂につける。

分布:本州、四国、九州などに分布。

生態:低湿地に生える多年草。

重要種の基準:国 RL、近畿 RDB、京都 RDB

参考文献:「日本の野生植物 草本 III 合弁花類」(平凡社、1999 年)



イヌタヌキモ (合弁花植物 タヌキモ科)

高さ:—

形態的特徴:水の中に茎と葉を形成し、葉の一部に捕虫囊をつける。この捕虫囊で水中の動物プランクトンなどを捕まえて消化する食虫植物。8-9 月に黄色い1cm 程度の花が咲く。

分布:本州、四国、九州などに分布。

生態:低地の池に見られる多年草。

重要種の基準:国 RL、京都 RDB

参考文献:「日本の野生植物 草本 III 合弁花類」(平凡社、1999 年)



アギナシ (単子葉植物 オモダカ科)

高さ:—

形態的特徴:水底から直立して水の上に出る。葉は根生し、矢じり型。花期は7-10 月で、20-80cm の茎に花弁3 枚の白い花をつける。

分布:北海道、本州、四国、九州などに分布。

生態:水田や浅い池に生える多年草。

重要種の基準:国 RL、近畿 RDB、京都 RDB

参考文献:「日本の野生植物 草本 I 単子葉類」(平凡社 2002 年)



ミズオオバコ (単子葉植物 トチカガミ科)

高さ:—

形態的特徴:水中に生える草本で、横に這う茎がない。沈水性で葉は根生し、オオバコに似て縁に波形のしわがある。花期は8-10 月、水面に花茎を伸ばし、3 枚の花弁をもつ淡紅色の花をつける。

分布:本州、四国、九州などに分布。

生態:水田や溝に生える1 年草。

重要種の基準:国 RL、京都 RDB

参考文献:「日本の野生植物 草本 I 単子葉類」(平凡社 2002 年)



ナツエビネ (単子葉植物 ラン科)

高さ:20-40cm。

形態的特徴:葉は10-30cm で、3-5 枚が根元から束状に生える。葉の表面は光沢がなく、縦じわが多い。7-8 月に淡紫色の花を房状につける。

分布:本州、四国、九州などに分布。

生態:やや湿った落葉樹林下に生える多年草。

重要種の基準:国 RL、近畿 RDB、京都 RDB

参考文献:「日本の野生植物 草本 I 単子葉類」(平凡社 2002 年)



(市域に生育する植物重要種 3/3)

ナギラン (単子葉植物 ラン科)**高さ:**10~15cm**形態的特徴:**葉は革質で長い柄があり、柄を含めて長さ 20~30cm、幅 2~3cm。6~7 月に白い花を 2~3 個つける。**分布:**本州 (関東南部以西)、四国、九州、琉球などに分布。**生態:**常緑広葉樹林の林床に生える多年草。**重要種の基準:**国 RL、近畿 RDB**参考文献:**「日本の野生植物 草本 I 単子葉類」(平凡社 2002 年)**チスジノリ (紅藻 チスジノリ科)****高さ:** -**形態的特徴:**淡水産紅藻類の一種。藻体 (配偶体) は暗紫色で、粘質。ひも状で、不規則に分枝する。太さは 0.8~3mm、長さは普通 10~60cm。**分布:**発生地は九州南部、極めて稀に発見される。**生態:**湧水のある河川中の、こぶし大より大きい石などに着生する。晩秋から早春の時期に見られる。**重要種の基準:**国 RL**参考文献:**「兵庫県版レッドデータブック 2010 (植物・植物群落)」(兵庫県 2010 年)
「文化遺産オンライン」<http://bunka.nii.ac.jp/jp/region/index.html>

写真提供: 佐藤裕司

出典: HP「兵庫県版レッドデータブック 2010 (植物・植物群落)」
http://www.pref.hyogo.jp/JPN/apr/hyogoshizen/reddata2010/rdb2010/data/tansuisourui/a/14_chizujinori.pdf